

令和6年第1回定例会

奈井江町議会定例会会議録

令和6年3月5日 開会

令和6年3月19日 閉会

奈井江町議会

令和6年第1回奈井江町議会定例会

令和6年3月5日（火曜日）

午前9時59分開会

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議長諸般報告
 - ①会務報告
 - ②議会運営委員会報告
 - ③委員会所管事務調査報告
 - ④例月出納定例検査報告
- 第 4 行政報告（町長、教育長）
- 第 5 報告第 1号 奈井江町高齢者福祉計画の策定について
- 第 6 報告第 2号 奈井江町障がい者福祉計画の策定について
- 第 7 議案第 19号 工事請負契約の議決事項の変更について
- 第 8 議案第 1号 令和5年度奈井江町一般会計補正予算（第8号）
- 第 9 議案第 2号 令和5年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）
- 第 10 議案第 3号 令和5年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第 11 議案第 4号 令和5年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 第 12 議案第 5号 令和5年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）
- 第 13 議案第 11号 奈井江町税条例の一部を改正する条例
- 議案第 16号 奈井江町パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例及び奈井江町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 6号 令和6年度奈井江町一般会計予算について
- 議案第 7号 令和6年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について
- 議案第 8号 令和6年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第 9号 令和6年度奈井江町下水道事業会計予算について
- 議案第 10号 令和6年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について

○出席議員（9人）

1番	根 岸 一 志	2番	星 厚 早
3番	篠 田 茂 美	4番	遠 藤 共 子
5番	石 川 正 人	6番	大 矢 雅 史
7番	笹 木 利 津子	8番	大 関 光 敏
9番	森 岡 新 二		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（17名）

町 長	三 本 英 司
副 町 長	碓 井 直 樹
教 育 長	相 澤 公
総 務 課 参 事	辻 脇 泰 弘
教 育 委 員 会 参 事	松 本 正 志
産 業 観 光 参 事	石 塚 俊 也
町 立 病 院 参 事	杉 野 和 博
企 画 財 政 課 長	井 上 健 二
建 設 環 境 課 長	加 藤 一 之
町 民 生 活 課 長 兼 会 計 管 理 者	横 山 誠
保 健 福 祉 課 長	鈴 木 久 枝
建 設 環 境 課 課 長 補 佐	石 川 裕 二
保 健 福 祉 課 課 長 補 佐	辻 脇 真 理 子
総 務 課 課 長 補 佐	田 中 恵
産 業 観 光 課 課 長 補 佐	遠 藤 友 幸
代 表 監 査 委 員	山 口 俊 哉
農 業 委 員 会 会 長	笹 木 憲 一

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議 会 事 務 局 長	滝 本 静
議 会 庶 務 係 主 査	釣 本 真 由 美

(9時59分)

開会

●議長

皆さん、おはようございます。定例会の出席、大変ご苦労さまです。

ただいま出席議員9名で定足数に達しておりますので、令和6年奈井江町議会第1回定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

なお、感染症予防のため、議場出入り口は開放したまま会議を行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

(9時59分)

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、2番星議員、3番篠田議員を指名をいたします。

日程第2 会期の決定について

(9時59分)

●議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から19日までの15日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。会期は本日から19日までの15日間に決定をいたしました。

日程第3 議長諸般報告

(10時00分)

1. 会期報告

●議長

日程第3、議長諸般報告を行います。

会務報告につきましては書面のとおりでありますので、ご了承をお願いいたします。

2. 議会運営委員会報告

●議長

議会運営委員会報告について、委員長の発言を許します。
議会運営委員長、3番篠田議員。

(議会運営委員長 登壇)

●3番

皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。
委員会開催日、令和5年12月12日。
調査事項、第4回定例会に関する議会運営について。
調査内容、①追加議案について。
委員会開催日、令和6年2月15日。
調査事項、第1回臨時会に関する議会運営について。
調査内容、①会期について、②議案審議について、③その他について。
委員会開催日、令和6年2月28日。
調査事項、第1回定例会に関する議会運営について。
調査内容、①会期について、②議案審議・審議順序について、③総括質問について、
④町政一般質問について、⑤予算審査特別委員会の設置について、⑥請願、意見案、陳情等の取扱いについて、⑦会議案・調査について、⑧その他について。
以上です。

●議長

ご苦労さまでした。

3. 委員会所管事務調査報告

(まちづくり常任委員会)

●議長

委員会所管事務調査報告について、委員長の発言を許します。
まちづくり常任委員長、5番石川議員。

(まちづくり常任委員長 登壇)

● 5 番

おはようございます。まちづくり常任委員会所管事務調査の報告を行います。

委員会開催日、1月24日、調査事項、調査第1号「冬期間の道路管理について（現地調査含む）」担当課の質疑を求め、提出された資料の説明を受け、質疑を行った後、現地調査を実施し検討した。

説明員、調査内容については記載のとおりであります。

意見・要望といたしましては、除排雪については、昨年度より降雪量が少なく、順調に進み住民の暮らしに支障がないよう安全・安心な道路交通の確保に努めていることが報告されました。

雪捨場の管理は、11月から3月までが基本となっているが、農地に隣接しているため、なお一層融雪が進むよう対応について検討願いたい。

また、大きな建物からの落雪による事故が懸念されることから、事前に通行止めにするなど、引き続き対応願いたい。

今後も住民の安全・安心な冬の暮らしが保たれるよう、道路状況や気象状況に即応できるよう除排雪体制の維持に努めていただきたい。

委員会開催日、2月6日、調査事項、調査第2号「令和5年度作況状況について」担当課の出席を求め、提出された資料の説明を受け質疑を行い検討した。

説明員、調査内容については記載のとおりであります。

意見・要望としては、令和5年の作況状況は、水稻において作況指数が102の「やや良」となったが、高温の影響を受け乳白粒の割合が多く、また強風による倒伏の影響を受け製品率は昨年より6%低い66.4%でありました。

ブランド米「ゆめぴりか」については、基準品率は49.3%で低たんぱく米の出荷率は6.1%となり、昨年を大きく下回る結果となりました。

青果物においては、猛暑の影響により昨年より収穫量、販売額ともに減少しましたが、水稻とともに市場・消費者からの高い評価を受けており、農業者・関係者のたゆまない努力に敬意を表します。

農業を取り巻く環境は、地球温暖化、農業者の高齢化や生産資材の高騰など厳しさが増しているが、今後においても情勢の変化や課題に的確に対応し、農業者をはじめ関係機関・団体と連携を図り、本町農業の振興に向けた取組について引き続き努めていただきたい。

委員会開催日、2月16日、調査事項、調査第3号「町立病院の管理運営について」担当課の出席を求め、提出された資料の説明を受け、質疑を行い検討した。

説明員、調査内容については記載のとおりであります。

意見・要望としては、令和4年3月に総務省より発出された「持続可能な地域医療体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」に基づき、策定された「町立国保健康保険病院経営強化プラン」の素案が報告されました。

これまで、「あり方検討委員会」の答申などに基づき経営改善の取組を進めているが、資金不足の解消には至っていないことが併せて報告されました。

人口減少や少子高齢化の進展、医療従事者の不足など、今後において病院経営はさらに大変厳しい状況に置かれると考える。

引き続き、地域において質が高く、効率的な医療体制を確保し、自治体病院として市民の期待と信頼に応えるよう努めていただきたい。

以上、所管事務調査の報告といたします。

●議長

ご苦労さまでした。

(広報常任委員会)

●議長

広報常任委員長、4番遠藤議員。

(広報常任委員長 登壇)

●4番

皆さん、おはようございます。広報常任委員会からご報告いたします。

委員会開催日、12月12日、1月11日、1月19日、1月26日と計4回の委員会を開催し、議会だより第34号の編集と校正を行い、2月15日には議会だより第34号を発行いたしました。

以上、報告といたします。

●議長

ご苦労さまでした。

4. 例月出納定例検査報告

●議長

次の例月出納定例検査報告につきましては、書面報告のとおりでありますので、ご了承を願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

以上で、議長諸般報告を終わります。

日程第4 行政報告（町長、教育長）

（10時09分）

●議長

日程第4、行政報告を行います。

町長。

（町長 登壇）

●町長

おはようございます。第1回定例会ご出席、ご苦労さまです。令和5年度第4回の定例会以降の主な事項についてご報告を申し上げます。

初めに、本年1月に石川県能登半島北部を震源として発生した能登半島地震では、多くの方が被災されました。家屋の倒壊、ライフラインの損傷など、今もなおボランティアを含む関係機関が連携をしながら復旧作業にあたられており、深く敬意を表するとともに、改めてお亡くなりになられた方々のご冥福を心よりお祈りを申し上げますところがあります。また、一日も早い復旧・復興を切に願うものであります。

初めに、総務課関係ですけれども、役場庁舎建設について申し上げます。

庁舎の本体工事につきましては、2月9日に完了検査を行い、引き渡しを受けたところであります。現在は、5月ゴールデンウィーク明けの供用開始に向けて備品等の搬入を進めておりますが、今後は町民の皆さんにも見ていただけるよう、4月中をめどに内覧会の実施も予定をしております。

新年度も現役場庁舎の解体をはじめ、防災倉庫、車庫等の建設、外構工事等を行ってまいりますので、これまでと同様来庁者や近隣住民にも配慮しながら、工事を進めてまいりたいと考えています。

産業観光課関係ですが、2月3日にないえ冬まつり実行委員会主催による「第15回ないえ冬まつり」が開催されました。子どもたちが主役となるイベントや特産品販売、うまいもの市、キッチンカーの食べ物などを目当てに、町内外から約400人にご来場いただきました。開催にご協力をいただいた関係者の皆様に感謝を申し上げますところがあります。

2月9日、JA新すながわ「ゆめぴりか」生産協議会の総会に出席をいたしております。昨年は、7月以降の記録的な猛暑により生育障害が発生し、品質や収穫量も4年産を大きく下回る結果となりましたが、日頃から品質向上に向けた生産者と関係団体が一体となった取組は農業者の生産技術の習得につながり、その努力と熱意が現在のJA新すながわ産「ゆめぴりか」の高い評価につながっていると実感したところであります。新年度もさらなるブランド化に向けて、関係団体と連携の下、取り組んでまいります。

以上、一般行政報告といたします。

●議長

教育長。

●教育長

定例会出席、大変お疲れさまでございます。第4回定例会以降の教育行政について、報告をいたします。

1月7日、二十歳を祝う会を開催をしております。昨年までのマスク着用やソーシャルディスタンスなどの制約が無い中で会となりまして、輝かしい34名の二十歳の若者が参加をいただき、笑顔溢れるにぎやかな会となったところであります。

1月24日と、次ページになりますが、2月の14日に学校運営協議会を開催をしております。小学校から中学校までの総合的な学習の時間などで取り組んでいる特別授業、一例を申し上げますと例えば小学校5年生の田植えだったり、稲刈り体験などが該当しますが、義務教育9年間の俯瞰した取組について意見交換を行ったほか、小中学校の本年度の学校経営に対する評価などについてご協議をいただいたところであります。

以上、行政報告といたします。

●議長

以上で、行政報告を終わります。

日程第5 報告第1号の上程・説明・質疑

(10時14分)

●議長

日程第5、報告第1「奈井江町高齢者福祉計画の策定について」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

おはようございます。定例会出席、お疲れさまです。

議案書の1ページをお開きください。

報告第1「奈井江町高齢者福祉計画の策定について」。

令和6年度から令和8年度までの3年間の奈井江町高齢者福祉計画を策定したので、次のとおり報告する。

令和6年3月5日提出、奈井江町長。

本計画は、老人福祉法に基づく市町村老人福祉計画、介護保険法に基づく市町村介護保険事業計画を一体的に、また空知中部広域連合の第9期介護保険事業計画と整合性を図りながら策定した第9期計画であり、町議会に報告するものであります。

内容につきまして、担当課長に説明させます。ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●議長

保健福祉課長。

●保健福祉課長

おはようございます。第1回定例会のご出席、大変お疲れさまでございます。

報告第1、奈井江町高齢者福祉計画の内容につきまして、別冊でお配りしております「奈井江町高齢者福祉計画第9期」により、概要をご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

計画策定の趣旨でございますが、1、計画策定の背景の下から4行目にありますように、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう本町の実情に応じた認知症支援等の充実、医療と介護の連携強化、高齢者の居住に係る関係、高齢者が担い手として活躍できる生活支援サービスの充実等を推進し、地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、本計画を策定するものであります。

2、法令等の根拠ですが、老人保健法及び介護保険法の各規定に基づき、高齢者福祉事業と介護保険事業を一体的に取り扱った計画となっております。

2ページをご覧ください。

本計画の期間につきましては、上段に記載のとおり令和6年度から8年度までの3年とし、3年ごとに見直しを行うものとしております。本計画期間中に団塊の世代が75歳となり、令和8年度には4人に一人が後期高齢者のなると見込まれており、人口や現役世代の減少と中長期的視点で今後を見据え、高齢者を支える地域づくりを進めるための計画としております。

第2節、計画策定の目指す方向。

2、基本方針につきましては、3ページにわたって記載しており、6項目を柱として計画の推進を図ってまいります。

4ページをご覧ください。

第2章、高齢者の現状と推計では、6ページわたって人口の推移、要介護認定者数の推移及び見込み、認知症高齢者の現状を記載しております。人口の推移は総人口65以上人口、後期高齢者人口とも減少しながら推移していくものと見込んでおり、総じて人口構成が高齢化し、要介護認定者の割合も増加傾向となっていくものと見込んでおります。

7ページをご覧ください。

第3章、サービス提供の現状と推計では、介護保険給付対象サービスの状況についま

して、令和3年度から令和5年度の介護保険サービスの計画量と実績を13ページまで記載しております。

傾向として、7ページ下段、(4)訪問リハビリテーションの利用増があることと、11ページをご覧ください。

下段(4)小規模多機能居宅介護は、通いや訪問、短期入所を組み合わせることで支援が受けられるサービスとして利用実績が増加しており、在宅生活を支えるサービスとして、今後もニーズが高まるものと考えております。

また、13ページをご覧ください。

3、施設サービス(2)介護老人保健施設の利用実績が減少しており、表の下の注釈に記載のとおり、入所期間は長期化しており、特養等へ入所する傾向にあります。町内施設においては今後の施設の在り方について検討されていますと現状を記載しております。

14ページをご覧ください。

第2節、介護保険給付対象外サービス状況について。

17ページまでにわたり各保健福祉サービス、生涯学習、社協事業、老人クラブやサロン活動など、自主事業に係る様々な取組について、その内容と方向性を記載してございます。コロナ禍後の活動ということで、それぞれの事業実施にあたってはコロナ前の積極的な活動が推進されるよう期待するものであります。

18ページをご覧ください。

第3節、介護保険給付対象サービスの推計について。

過去3年間の利用実績を参考に、令和6年度から令和8年度までと令和22年度の推計を26ページまでにわたり記載しております。

25ページをご覧ください。

地域密着型サービスのうち、地域ニーズに対応する新たなサービスとして訪問介護や介護を組み合わせる看護小規模多機能居宅介護の推計値を記載し、26ページをご覧ください。

3、施設サービスでは、施設サービスの役割期待として、長期入所のニーズがあることから、中間施設である(2)介護老人保健施設の見込み数を段階的に減らす一方、(1)介護老人福祉施設の利用増を見込んでおります。

27ページをご覧ください。

第4章、地域支援事業の推進は、高齢者の介護予防や要介護状態となった場合においても、住み慣れた地域で生活を送れるための支援体制として総合事業、包括的支援事業、任意事業の3つの事業構成を位置づけております。

2、介護予防・日常生活支援総合事業は、住民等が参画して多様なサービスを充実することで、地域の支え合いの体制づくりを推進することや、高齢者自身の活躍場や役割の創出を行い、地域包括ケアシステムの推進を図るものとしております。

(2)一般介護予防事業につきましては、28ページまでにわたって5分野の構成にて介護予防や疾病の重症化予防に係る取組を記載しております。

29ページをご覧ください。

中段の3、包括的支援事業では地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、関係機関との連携を密にしながら事業推進に努めることとし、30ページをご覧ください。

(3) 認知症施策の推進では、認知症施策推進大綱を踏まえ、認知症ケアパスの普及啓発、認知症の方の見守りや家族の新体制充実のためのチームオレンジの結成等、認知症基本法の基本理念にのっとり認知症施策の総合的な展開を推進することとしております。

31ページをご覧ください。

第5章、介護保険給付費及び介護保険料の推計については、32ページまでにわたり奈井江町の介護保険給付費の推計、33ページ、34ページは空知中部広域連合の推計を記載しております。

35ページをご覧ください。

3、介護保険料基準月額につきましては、令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者に係る介護保険料について、空知中部広域連合が1市5町の介護保険対象サービスの費用を合計し、国が定めておりますワークシートにより算出した結果、基準となります第5段階の保険料を前期より月額250円増の5,450円、年額6万5,400円と試算されております。

保険料の算定につきましては、介護保険報酬の増額改定や被保険者の1人当たりの介護保険給付費の増加傾向など、介護保険料が増額となる要素が多いところではありますが、介護保険準備基金から繰り入れを行うことにより、介護保険料の伸びを抑えた形となったところでございます。

また、対象者の所得段階を国で定める基準を基本として、10段階から13段階を適用することとし、低所得段階の保険料上昇の抑制をすることとしております。

39ページをご覧ください。

第6章、計画推進のための具体的な取組。

第1節、主な取組事項では、47ページまでにわたり認知症高齢者支援、権利擁護の支援、在宅医療・介護連携、介護予防、生きがいづくり、災害・感染症に係る支援など、大きく9項目について課題と具体的対策について記載しております。

48ページをご覧ください。

計画の推進管理につきましては、定期的に状況把握と検証を行うこととしております。

49ページは、計画の推進体制として委員会の開催状況を記載しております。

以降、本計画の策定となる基礎資料として実施いたしました介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果を添付しておりますので、後ほどお目通しをいただければと思います。

以上、高齢者福祉計画の概要について、報告させていただきました。ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

●議長

以上、報告事項ではありますが、特に質疑があれば発言を許します。質疑ありません

か。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

報告第1号を報告済みといたします。

日程第6 報告第2号の上程・説明・質疑

(10時26分)

●議長

日程第6、報告第2号「奈井江町障がい者福祉計画の策定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書2ページをお開きください。

報告第2号「奈井江町障がい者福祉計画の策定について」。

令和6年度から令和8年までの3年間の奈井江町障がい者福祉計画を策定したので、次のとおり報告する。

令和6年3月5日、提出、奈井江町長。

本計画は障がい者基本法に基づく、市町村障害者基本計画の第5基計画であり、同法の規制に基づき町議会に報告するものであります。

概要について、担当課長に説明をさせます。ご承認方賜りますようよろしくお願い申し上げます。

●議長

保健福祉課長。

●保健福祉課長

報告第2号「奈井江町障がい者福祉計画の策定について」、別冊でお配りしております奈井江町障がい者福祉計画(第5基計画)により概要をご説明申し上げます。

計画書の2ページをご覧願います。

2、計画策定の趣旨ですが、5行目にございます、障がいのある人もない人も平等で、

それぞれが地域において役割を担い、心を通じ合わせながら、共に暮らすまちづくりを推進するための計画となっております。

3ページをご覧ください。

本計画の位置づけといたしましては、障がい者基本法に基づく市町村障害者計画と障害者総合支援法に定めるサービス見込み量を規定した市町村障害福祉計画、また児童福祉法に定める市町村障害児福祉計画を一体化させ、令和6年度から令和8年度までの3か年を期間とする奈井江町障がい者福祉計画を策定し、町議会に報告をさせていただくものであります。

策定にあたり国、道の計画と整合性を図り、また奈井江町おもいやりの障がい福祉条例の考えを基本とし、奈井江町障がい者地域自立支援協議会において協議を進めてまいりました。

5ページをご覧ください。

第2章、障がいの状況では、5ページ、6ページにおいて町の人口数についてを、7ページからは障がいのある人の状況として障がい別の手帳保有状況について5か年の推移を9ページまでにわたり記載しております。

10ページをご覧ください。

第3章、障がい者基本計画、第1節、基本理念では、障がいのある人もない人も住み慣れた町で共に安全で安心して暮らすまちづくりを基本理念とし、障がいに対する誤解や偏見を解消するとともに、差別や虐待のない一人一人の権利が尊重される地域づくりを目指すものとしております。

11ページには、基本目標として1、平等と人権尊重、2、理解と権利擁護、3、協働と共生、4、自立と参加の4つを掲げ、12ページから25ページにかけては、基本目標を達成するための施策の推進方法について記載しております。

15ページをご覧ください。

3の協働と共生、(1)安全で安心して暮らしやすい地域づくりのうち、新たに追加した事項として、16ページ下段になります。⑦地域公共交通の確保について、現在、町内の交通の在り方を見直し、誰もが利用しやすい移動手段を提供する多世代共生型交通システムの構築に向け、庁舎内で検討を重ねていることを記載しております。

また、17ページ、精神障がい支援の充実では、病気や障害の当事者がその経験を生かして、同じ境遇にある人をサポートするピアサポーター活動について情報提供を行い、適切な支援につなげることとしております。

22ページをご覧ください。

自立と参加の項目として、下段、各種サービスの充実では、23ページまでにわたり障がいの程度、種類、生活のニーズに応じて必要なサービスを受けられるよう、各サービスの充実を図ることとし、②日中活動系サービスでは、前回計画時にはなかった就労継続支援Aが庁内に整備されていることを記載しております。

26ページをご覧ください。

第4章、障がい福祉計画では、計画策定の趣旨と目的といたしまして、障がいにある

人の自立と参加を目的として障がい福祉サービス等の具体的必要量を見込むことにより、サービスの提供体制の整備、充実を促進していくこととしております。

28ページから34ページにわたりましては、前回の計画数量と実際の利用実績を記載し、今後のサービス必要量算定の参考としております。

35ページをご覧ください。

第3節、計画推進のための基本的事項では、障がいのある人の自立と参加を促進するため、基本理念として3項目を掲げており、35ページから37ページあたり計画の基本方針に基づく各種サービスの考え方について、38ページから42ページにわたりましては、計画期間のサービス見込み量を、43ページ、44ページではサービス見込み量の確保の方策について記載しております。

44ページをご覧ください。

中段の(3)地域生活支援拠点の運営として、障がい者の重度化、高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の相談や受け入れなど、障がい者を地域全体で支えるための地域生活支援拠点が中空知3市4町で広域的に整備されていることを記載し、今後も障がい者が安心して生活できる体制づくりに努めることとしております。

最後に、45ページでは計画推進の在り方について記載しております。

以降、資料といたしまして46ページ、47ページには奈井江町障がい者地域自立支援協議会設置要綱を、48ページ以降には用語の説明を付しております。

以上、奈井江町障がい者福祉計画(第5基計画)について、概要を報告させていただきました。ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

●議長

以上、報告事項であります。特に質疑があれば発言を許します。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。報告第2号を報告済みといたします。

日程第7 議案第19号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時33分)

●議長

日程第7、議案第19号「工事請負契約の議決事項の変更について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書128ページをお開きください。

議案第19号「工事請負契約の議決事項の変更について」、下記のとおり11号東線法面洗掘防止対策工事の一部を変更したいので、地方自治法及び奈井江町財産及び契約に関する条例の規定に基づき、町議会の議決を求める。

令和6年3月5日提出、奈井江町長。

記といたしまして、当該工事についてはJR北海道岩見沢保線所との協議により、線路防護柵について地下埋設物に損傷を与えるおそれがあることから、当初の予定より簡易な構造に変更したことなどにより契約金額の変更を行うもので、変更前の額9,147万6,000円から399万3,000円減額の8,748万3,000円に変更するものであります。

以上、議案第19号についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第19号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時36分)

●議長

日程第 8、議案第 1 号「令和 5 年度奈井江町一般会計補正予算（第 8 号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

（副町長 登壇）

●副町長

議案書 3 ページをお開きください。

今回の各会計の補正は、この後提案する特別会計及び企業会計の補正予算も含め、事業費の確定などによる精査であり、少額のことを割愛し、金額の大きな変更のあるものを中心に説明申し上げます。

議案第 1 号「令和 5 年度奈井江町一般会計補正予算（第 8 号）」であります。

第 1 条において、歳入歳出それぞれ 6,702 万 5,000 円を減額し、予算の総額を 70 億 3,483 万 1,000 円とするものであります。

第 2 条、翌年度に繰り越して使用することができる経費については、8 ページ、「第 2 表 繰越明許費」のとおり、戸籍及び住基システム改修事業で 1,050 万 5,000 円、新型コロナウイルスワクチン接種事業 36 万 9,000 円、施設園芸生産基盤緊急支援事業 550 万円、小学校空調設備整備事業 5,016 万 5,000 円、中学校空調設備事業 5,209 万 6,000 円であります。

補正予算の内容について、歳出よりご説明いたします。

議案書 25 ページをお開きください。

26 ページにわたる 1 款議会費では、共済費、役務費等の精査により 120 万 4,000 円を減額計上。

26 ページ、2 款総務費では、27 ページにわたる 1 項 1 目の一般管理費職員の研修、表彰等に要する経費では、研修旅費等合わせて 184 万 8,000 円を減額計上。

27 ページから 28 ページにわたりますその他一般行政に要する経費では、会計年度任用職員の報酬等訴訟に関する弁護士委託料、退職手当負担金、基幹システム改修負担金の見込み精査により、合わせて 1,103 万 4,000 円を減額計上。

29 ページ、生活交通確保対策に要する経費では、中央バス負担金等の精査により 61 万 9,000 円を追加計上。

30 ページをお開きください。

下段、31 ページにわたりますその他公有財産の維持管理に要する経費では、町有地の草刈り手数料、旧消防庁舎の解体工事、南町児童館の解体工事の完了等の精査により、510 万 5,000 円を減額計上。

中段、庁舎の維持管理に要する経費では、電気料等の見込み精査により 113 万 4,000 円を減額計上。

下段、庁舎整備等に要する経費では、庁舎建設工事等の見込み精査により 147 万

2,000円を減額計上。

33ページをお開きください。

中段、10目地域振興基金積立金では、5基区による積立金135万円、及び基金運用収入による積立金の見込み精査、合わせて135万8,000円を追加計上。その他基金についても積立金の見込み精査を行っております。

34ページ下段、賦課事務に要する経費では森林環境税の賦課に係るシステム改修負担金等により、130万2,000円を追加計上。

35ページ、戸籍住民登録事務に要する経費では、システム改修委託料及び負担金の見込み精査により、448万6,000円を追加計上。

37ページをお開きください。

3款民生費に入りますが、下段、国民健康保険事業会計操出金では、操出金の見込み精査により165万2,000円を追加計上。

38ページをお開きください。

下段、39ページにわたる後期高齢者医療保険に要する経費では、操出金等の見込み精査により119万8,000円を減額計上。

39ページ下段、5目の心身障がい者特別対策費、重度心身障がい者医療給付事業に要する経費では、扶助費等の見込み精査により149万円を減額計上。

40ページ、41ページにわたる7目後期高齢者対策費、地域包括支援センター運営に要する経費では、生活支援コーディネーター業務委託料等の見込み精査により126万円を減額計上。

8目介護保険推進費介護保険事務に要する経費では、空知中部広域連合負担金の見込み精査により235万3,000円を減額計上。

下段、2項1目の児童福祉総務費、保育所広域入所に要する経費では、広域入所委託料の精査により128万8,000円を減額計上。

42ページをお開きください。

中段、障がい児通所支援に要する経費では、子ども通園センター負担金の見込み精査により132万2,000円を減額計上。

下段、2目の児童措置費、児童手当の支給に要する経費では、扶助費の見込み精査により126万5,000円を減額計上。

44ページをお開きください。

中段、45ページにわたる4目の認定こども園費、認定こども園の管理運営に要する経費では、電気料外部修繕工事等の見込み精査により249万円を減額計上。

45ページ、4款衛生費入りますが、下段、46ページにわたる1項2目の予防費、母子保健事業等に要する経費では、扶助費等の見込み精査により115万9,000円を減額計上。

46ページ、一般成人病予防事業に要する経費では、各種検診委託料等の見込み精査により166万7,000円を減額計上。

下段、47ページにわたるその他予防事務に要する経費では、各種予防接種委託料等

の見込み精査により332万1,000円を減額計上。

下段、48ページにわたる新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費では、接種体制整備協力金接種委託料、過年度分償還金等の見込み精査により760万3,000円を減額計上。

49ページをお開きください。

中段、2項1目の塵芥処理費、ごみ処理に要する経費では、一般廃棄物収集運搬委託料、砂川地区保健衛生組合中北空知廃棄物処理広域連合負担金等の精査により274万9,000円を減額計上。

50ページをお開きください。

6款農林水産業費では、各事業の見込み精査を行っておりますが、52ページ、3目の農業振興費、農業担い手育成基金事業に要する経費では、異業種交流農業応援チャレンジ事業等補助金の見込み精査により101万2,000円を減額計上。

中段、農業振興に要する経費では、燃料費高騰の長期化、資材価格高騰の状況を踏まえた北海道の事業、施設園芸生産基盤緊急支援事業補助金の追加。麦、大豆生産性向上事業補助金等の見込み精査により、合わせて454万8,000円を追加計上。

53ページをお開きください。

奈井江町地域農業再生協議会に要する経費では、畑地化促進事業による都市改良事業決裁金等支援の追加の含み、補助金の見込み精査により227万9,000円を追加計上。

下段、54ページにわたる5目の農地費、排水機場維持管理事業に要する経費では、燃料費運転管理業務委託料の精査により、109万3,000円を減額計上。

下段、55ページにわたる2項2目の林道維持費、林道の維持管理に要する経費では、林道草刈り委託料等の見込み精査により、153万3,000円を減額計上しております。

7款商工費に入りますが、56ページをお開きください。

中段、1項1目の商工業振興費交流プラザみなクルの管理運営に要する経費では、電気料等の見込み精査により147万円を減額計上。

8款土木費に入ります。58ページをお開きください。

3項2目の水防費、緊急自然災害防止対策に要する経費では、法面洗掘防止対策事業、排水路改修工事費の見込み精査により694万1,000円を減額計上。

10款教育費に入りますが、60ページをお開きください。

2項1目の学校管理費、その他小学校の管理事務に要する経費では、燃料費、電気料の見込み精査により121万6,000円を減額計上。

中段、2目の教育振興費、小学校就学援助等に要する経費では、扶助費の見込み精査により102万8,000円を減額計上。

下段、61ページにわたる3項1目の学校管理費、その他、中学校管理事務に要する経費では、燃料費、電気料の見込み精査により182万8,000円を減額計上。

65ページ、5項4目の図書館費、図書館の管理運営に要する経費では、地域おこし

協力隊の活動費等の見込み精査により 135 万円を減額計上。

66 ページをお開きください。

中段、67 ページにわたります 5 目の文化ホール費、文化ホール実施状況に要する経費では、コンサート委託料等の精査により 185 万 5,000 円を減額計上。

67 ページ、68 ページにわたります 6 項 1 目の保健体育総務費、スポーツ事業等に要する経費では、地域おこし協力隊の活動費等の見込み精査により 156 万 5,000 円を減額計上。

68 ページ下段、69 ページにわたる 11 款公債費では、長期債償還の元金及び利子、一時借入金利子の見込み精査を行い、合わせて 41 万 2,000 円を追加計上。

69 ページ下段、70 ページにわたります 12 款職員費、職員給与等に要する経費では、共済組合負担金の見込み精査により、220 万円を減額計上しております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

11 ページをお開きください。

1 款町税 1 項町民税では、見込み精査により個人、法人合わせて 1,639 万 8,000 円を追加計上。2 項固定資産税では 109 万 3,000 円を追加計上。3 項軽自動車税では 19 万 6,000 円を追加計上。

12 ページをお開きください。

4 項町たばこ税では 34 万 1,000 円を追加計上。5 項都市計画税では 1 万 7,000 円を減額計上。

11 款地方交付税では、見込み精査により普通交付税 133 万 9,000 円を追加計上。

13 ページにわたる 13 款分担金及び負担金では、認定こども園保護者負担金等の見込み精査により、合わせて 30 万円を追加計上。

13 ページから 14 ページにわたる 14 款使用及び手数料では、町営バス使用料と各費目により見込み精査を行い、合わせて 8,000 円を減額計上。

14 ページから 16 ページにわたる 15 款国庫支出金では、社会保障税番号制度システム整備費補助金ほか各事務事業補助金等の見込み精査により、合わせて 410 万 3,000 円を減額計上。

16 ページから 19 ページにわたる 16 款道支出金では、18 ページ、施設園芸生産基盤緊急支援事業費補助金のほか、各種事務事業補助金等の見込み精査により、合わせて 504 万円を追加計上しております。

20 ページをお開きください。

18 款寄附金では大櫛哲行様、企業版ふるさと納税として株式会社セコマ様、ホクレン農業協同組合連合会様からのご寄附により、135 万円を追加計上しております。

20 ページから 21 ページにわたる 19 款繰入金 1 項 1 目の地域振興基金繰入金では、教育備品、認定こども園備品、国際交流事業充当の精査により、420 万 9,000 円を減額計上。

21 款、上段、4 目の役場庁舎整備基金繰入金では、充当財源の見込み精査により、

33万3,000円を追加計上。6目の農業担い手基金育成基金繰入金では、事業の見込み精査により、101万2,000円を減額計上。7目の公共施設整備等基金繰入金では、旧消防庁舎解体工事、町民プール、公民館の修繕等の確定により、551万7,000円を減額計上。その他基金についても見込み精査を行っております。

21ページから23ページの21款諸収入では、雑入など合わせて291万3,000円を減額計上。

23ページをお開きください。

22款の町債1項1目の過疎債では、各事業費の見込み精査により、2,970万円を減額計上。2目の公共施設等適正管理推進事業債では、認定こども園屋根外壁改修工事の確定により、60万円を減額計上。

下段、24ページにわたる3目の緊急自然災害防止対策事業債においても、法面洗掘防止対策事業、排水路改修工事の完了により、710万円を減額計上。

24ページ、23款自動車取得税交付金については、改正前地方税法に基づく令和5年12月分の自動車取得税交付金12万7,000円を追加計上しております。

以上における歳入歳出の差、3,823万1,000円につきましては、歳入20ページの財政調整基金繰入金を同額、減額計上し収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要について説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時53分)

●議長

日程第9、議案第2号「令和5年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書73ページをお開きください。

議案第2号「令和5年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

第1条において、歳入歳出それぞれ1,519万8,000円を追加し、予算の総額を2億1,896万8,000円とするものであります。

令和6年3月5日提出、奈井江町長。

補正予算の内容につきまして、歳出よりご説明いたします。

81ページをお開きください。

1款総務費では、広域連合負担金等の見込み精査により167万9,000円を減額計上。

82ページ、下段、83ページにわたります4款諸支出金では、過年度分の保険税還付金により15万1,000円を追加計上しております。

続いて、歳入について説明いたします。

78ページをご覧ください。

1款国民健康保険税では、賦課実績による見込み精査により、275万4,000円を追加計上。

3款財産収入では、基金利子の見込み精査により、5,000円を追加計上。

79ページにわたる4款繰入金では、一般会計繰入金、広域連合会計繰入金の見込み精査により、合わせて1,258万4,000円を追加計上。

6款諸収入では、予防事業補助金などの見込み精査により、14万5,000円を減額計上。

以上における歳入歳出の差につきましては、82ページ、国保基金積立金を1,672万6,000円追加計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定を

お願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時56分)

●議長

日程第10、議案第3号「令和5年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書84ページをお開きください。

議案第3号「令和5年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について」ご説明いたします。

第1条において、歳入歳出それぞれ532万3,000円を減額し、予算の総額を1億336万円とするものであります。

令和6年3月5日提出、奈井江町長。

補正予算の内容につきまして、歳出よりご説明いたします。

90ページをお開きください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金では、負担金の見込み精査により、532万3,000円を減額計上しております。

続いて、歳入についてご説明いたします。

89ページをご覧ください。

1款後期高齢者医療保険料では、算定実績による見込み精査により、441万3,000円を減額計上し、3款繰入金では、保険基盤安定繰入金など一般会計繰入金の見込み精査により、91万円を減額計上しております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時58分)

●議長

日程第11、議案第4号「令和5年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

（副町長 登壇）

●副町長

議案書91ページをお開きください。

議案第4号「令和5年度下水道事業会計補正予算（第3号）」についてご説明いたします。

第2条、業務の予定料の補正では、建設改良事業において管路建設工事、流域下水道建設負担金、合わせて1,300万2,000円を減額。

第3条、収益的収入及び支出の補正では、収入、第1款下水道事業収益において110万5,000円を減額し、総額4億3,458万7,000円。支出、第1款下水道事業費用において543万4,000円を減額し、総額3億7,406万円。

下段から92ページにわたります第4条、資本的収入及び支出の補正では、収入、第1款資本的収入において1,123万8,000円を減額し、総額2,849万2,000円。支出、第1款資本的支出において1,292万7,000円を減額し、総額2億5,417万7,000円としております。

令和6年3月5日提出、奈井江町長。

それでは、補正予算の内容について収益的支出からご説明いたします。

95ページをお開きください。

下水道事業費用、営業費用では、2目個別排水処理費で委託料の見込み精査により59万6,000円を、4目総係費では中空知水道企業団負担金等の見込み精査により35万5,000円を、それぞれ減額計上するなど、合わせて134万2,000円を減額計上。

営業外費用の2目消費税及び地方消費税では、令和5年度分支払額の見込み精査により85万円を減額計上。特別損失の1目その他特別損失では、消費税及び地方消費税の令和4年度分支払額及び賞与法定福利費引当金の精査により、305万5,000円を減額計上しております。

続いて、上段の収益的収入についてご説明いたします。

下水道事業収益の営業収益では、使用料の見込み精査などにより、合わせて110万5,000円を減額計上しております。

次に、資本的支出について説明いたします。

96ページをお開きください。

下段、資本的支出、建設改良費の1目管路建設費では、汚水柵新設工事個別排水処理

施設設置工事の精査により、365万6,000円を減額計上。2目流域下水道建設費負担金では、石狩川流域下水事業建設費負担金の精査により、934万6,000円を減額計上。

企業償還金では、建設企業債元金償還金及び資本費平準化債元金償還金の精査により、合わせて7万5,000円を追加計上。また、科目の組み替えとして長期貸付金200万円減額し、余託金を同額追加計上しております。

上段、資本的収入において、1項企業債の精査により1,140万円を減額計上。また、科目の組み替えとして、貸付金元利収入を200万円減額し、余託金元利収入を同額追加計上しております。

以上、補正予算の概要について説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

(11時03分)

●議長

日程第12、議案第5号「令和5年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計補正予算

(第2号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書97ページをお開きください。

議案第5号「令和5年度病院事業会計補正予算(第2号)」の概要についてご説明いたします。

第2条、業務の予定量の補正では、建設改良事業において受電設備改修工事ほかで3万7,000円を減額。

98ページ、第3条、収益的収入及び支出の補正では、収入、第1款病院事業収益において1,193万6,000円を追加し、総額8億2,501万5,000円。

支出、第1款病院事業費用において55万7,000円を減額し、総額8億1,544万7,000円。

第4条、資本的収入及び支出の補正では、収入、第1款資本的収入において176万1,000円を追加し、総額9,589万8,000円。

99ページ、支出、第1款資本的支出において3万7,000円を減額し、総額1億3,804万3,000円。

第5条、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正では、職員給与費、交際費、合わせて84万6,000円を減額し、総額4億7,287万4,000円としております。

令和6年3月5日提出、奈井江町長。

それでは、補正予算の内容について、収益的支出からご説明いたしますので、103ページをお開きください。

105ページにわたる病院事業費用、医療費用の1目給与費では、人件費の見込み精査で、合わせて4万3,000円を減額計上。

104ページ、2目材料費では、薬品費の見込み精査により409万9,000円を追加計上。3目経費では、光熱水費等の見込み精査により303万1,000円を減額計上。6目資産減耗費では、医療機器等受託により41万6,000円を追加計上。

医業外費用の3目サービス付高齢者向け住宅費では、委託料等の見込み精査により158万9,000円を減額計上。5目雑損失では、診療報酬の査定分等59万9,000円を追加計上。

続いて、収益的収入について説明いたします。

102ページをお開きください。

病院事業収益の医療収益では、患者数の増減等により、合わせて131万1,000円を追加計上。

103ページ、医療外収益では、国民健康保険調整交付金、一般会計負担金、職員及び出張医師の給食料、サービス付高齢者向け住宅の入居費等、長期前受金戻し入れの精査により、合わせて1,062万5,000円を追加計上しております。

次に、資本的支出について説明いたします。

106ページをお開きください。

下段、資本的支出建設改良費では、改良工事費の精査により3万7,000円を減額計上しております。

上段、資本的収入においては、医療機器整備事業補完に係る病院事業債、一般会計繰入金、合わせて176万1,000円を追加計上しております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。本案は、原案のとおり可決されました。

ここで、この時計で20分まで休憩といたします。

(休憩)

(11時08分)

日程第13 議案一括上程

(11時19分)

●議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第 13

議案第 11 号「奈井江町税条例の一部を改正する条例」

議案第 16 号「奈井江町パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例及び奈井江町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」

議案第 6 号「令和 6 年度奈井江町一般会計予算について」

議案第 7 号「令和 6 年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について」

議案第 8 号「令和 6 年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について」

議案第 9 号「令和 6 年度奈井江町下水道事業会計予算について」

議案第 10 号「令和 6 年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について」

以上、7 議案を一括議題といたします。

令和 6 年度町政執行方針（町長）

（11 時 21 分）

●議長

この際、町長に令和 6 年度町政執行方針の説明を求めます。

町長。

（町長 登壇）

●町長

令和 6 年第 1 回奈井江町議会定例会の開催に当たり、令和 6 年度の町政執行について、私の所信を申し上げます。

昨年を振り返りますと、5 月に新型コロナウイルス感染症の感染症法による位置づけが 5 類に変更となり、私たちの生活が元の日常を取り戻しつつある中で、人の動きも活発になり、少しずつ活気が戻ってきたように感じています。

5 月以降行われたイベントでは、関係団体や事業者の皆さんをはじめ、町民の皆さんが主体となって取り組まれており、町長就任から一貫して目指してきた住民自治のまちづくりへ期待感の湧くイベントとなりました。しかしながら、その一方で、長引く物価の高騰は地域経済や暮らしにも大きな影響を与えています。

また、石川県能登半島地方での震度 7 の地震発生や、世界に目を向けてもウクライナやイスラエルなどでも紛争が絶えず、多くの子どもたちが犠牲になっており、身につまされる思いであります。

このような状況を見ますと、私は包摂やつながりを持つことの大切さ、一人一人の価値観、多様な生き方の尊重など、格差や偏見のない地域共生社会の実現、相互扶助の必要性を一層強く意識するようになりました。

今年は、第 6 期まちづくり計画の最終年度となります。これまで取り組んできた事業の検証と合わせて、これからの 10 年間を見据えた新たなまちの基本構想や実施計画の

検討を、まちづくり町民委員会をはじめ、まちづくり懇談会などで議論を始めておりますが、国は加速度的に進む人口減少の中で、少子化の問題はこれ以上放置できない、待ったなしの課題であり、2030年までのこれからの六、七年が、この少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスと捉えております。

本町におきましても、子育て世帯のライフステージを通じた、切れ目のない経済的支援の強化や、子どもたちが奈井江町にいつまでも愛着を持っていただけるような子育て支援を最重要課題として捉え、人口が5,000人を下回る状況の中で、しっかりと未来志向を持ちながら、次代を担う子どもたちにつなげるまちづくり、町民同士や都市部の皆さんとつながるまちづくりを目指して、第7期まちづくり計画の策定に取り組んでまいります。

本年は、開町80年を迎え、さらには新庁舎の完成も重なる歴史に残る年になります。過去を振り返り、また展望を持ちながら、町民の皆さんとしっかりとまちづくりに取り組んでまいります。

それでは、令和6年度の主な施策について申し上げます。

1つに、奈井江版生涯活躍のまちの推進。手探りで進めてきた奈井江版生涯活躍のまちは、しごとコンビニ事業をはじめ、しごとチャレンジ事業、「ずどーん」を活用した関係人口づくり事業など、町内横断的なチームを設置し、事業の推進を行ってまいりましたが、少しずつ生涯活躍のまち事業が形になってきたと思っています。

5月には連携強化のため、社会福祉協議会や保健センターが新庁舎内に集約する一方で、共奏ネットワークは公共施設の有効的な活用を前提に、子育て世代や高齢者の方が通い慣れた保健センターに新事務所を設置し、スペースを広げた中で登録者の皆さんが働きやすい環境を整えるとともに、各種研修会やイベント等の開催も行い、登録者や町民の皆さんが気軽に集える場所としての機能も備えてまいります。

事業開始から3年目を迎え、具体的に進展させる重要な年と捉えております。庁内ワーキンググループでの議論や、町民の皆さんとの意見交換を行いながら、各プロジェクトの構築に努めてまいります。

(1) 誰もが活躍できる就労の創出と定住促進。

しごとコンビニの現状においては、本格運用の開始から2年目を迎え、登録者も70名を超えて、事業所からの受注も少しずつ伸びてきている状況になっております。登録者との関係づくりや人材育成に向けた取組に深みを加えるとともに、営業の強化にも努め、事業者・登録者の皆さん双方に利用しやすいしごとコンビニの推進に努めてまいります。

また、空き家を活用した住宅供給システムと空き店舗を活用した企業サポートについては、事業の確立に向けたパイロット事業を展開するとともに、新たな町の特産品開発への支援など、引き続き、移住・定住の促進と新たな仕事の創出に向けた取組を推進してまいります。

(2) 誰もが健康で安心して暮らせるまちづくりの確立。

人口減少や少子高齢化、自治会離れから活動などへの参加者が減少する中で、地域活

動の停滞、形骸化が進んでおり、将来を見通した持続可能な新たな地域コミュニティの在り方を構築するため、住民議論を進めてまいります。

また、新たな地域公共交通の方向性を示した基本構想を取りまとめ、実証試験を行うとともに、本格運用に向けた準備も進めてまいります。

地域おこし協力隊が体育館のトレーニングルームや保健センター、学校などで行ってきたコンディショニング講座が定着しつつある中、今後も参加者の幅を広げながら、幼児から高齢者までの幅広い世代の健康づくりを推進してまいります。

（３）地域資源を生かしたまちづくり。

全国屈指の音楽専用ホール（コンチェルトホール）を有する文化ホールや、友好都市ハウスヤルビ町に由来する道の駅「ハウスヤルビ」など、本町固有の地域資源と強みを生かしながら、多様な人々との交流やつながりを広げる取組を進めるとともに、キャッチフレーズ「ずーどん」を活用しながら、ホームページ、SNSなど各種情報媒体による情報発信を強化し、町民とともに行うまちづくりを町外にもアピールしてまいります。

２つ目、安全・安心に住み続けるために、（１）防災・生活環境の整備、防災と交通安全対策についてであります。本年１月に発生した能登半島地震を含め、近年、全国で自然災害が増加しており、防災に対する備えと対策の充実が重要となっています。

新年度は、町民を対象に防災セミナーを開催し、地震・風水害などに備える防災対策のほか、災害が起きた場合に想定した図上訓練を実施し、防災意識を高めてまいります。

交通事故の撲滅に向けて、交通安全協会など関係団体との連携により、各種交通安全運動を展開するほか、引き続き高齢者の運転免許証自主返納の取組を進めてまいります。

公営住宅の管理。

公営住宅については、老朽化した住宅の安全性確保のため、修繕や入退居時の補修を行うとともに、計画的な用途廃止や団地の効率的な維持管理のため、入居者の住み換えに向けた取組を継続してまいります。また、新年度は、公営住宅長寿命化計画の見直しを行い、社会情勢の変化やまちづくり計画との整合性を図りながら、計画策定を進めてまいります。

道路環境の維持。

道路については安全で円滑な交通環境を維持するため、破損状況に応じた維持補修を継続して行うとともに、西二条通り（二）道路改修工事、東町第２団地６号線などの道路改修工事を行い、通行の安全性、向上に努めてまいります。また、老朽化した街路灯の修繕やLED器具への更新を行い、省エネルギー化を継続してまいります。

公園の整備。

子どもたちの遊び場や地域住民のコミュニケーションの場である公園が、町民にとって気持ちよく利用できるよう草刈り回数の加増を行うとともに、町内外の多くの方々に利用されている寿公園パークゴルフ場の修繕を行い、認定コースとしての適切な水準が維持されるようにしてまいります。

（２）環境衛生対策の充実。

本町のごみ排出量は人口減少が進んでいるにもかかわらず、微増からほぼ横ばいで

推移しており、近隣市町よりもごみの減量化が進んでいない状況にあります。

このため、町広報やホームページを通じて、ごみを減らすことや、できるだけ再使用、再利用に努めるなど、ごみの発生そのものを削減する取組を呼びかけてまいります。

また、子どもたちが自ら提案して始まった全町一斉クリーン作戦は、今年で14回目を迎えます。この事業は、単にごみを拾う、町をきれいにすることだけではなく、地球温暖化や自然環境の保護にもつながる取組として続けてまいります。

世界中で環境への意識が高まる中、昨年ゼロカーボン宣言をしましたが、足元からできることを継続して取り組むことが最も重要と考えており、今後もクリーン作戦を継続するとともに、環境意識向上への取組も実施してまいります。

3、共に支え合い健やかに暮らすために、(1)健康づくりの推進、生活習慣病予防対策とがん検診の推進。

全ての町民が健康で生き生きと心豊かに生活を送るため、全世代を通じた健康増進や疾病予防対策を推進します。

特に、疾病の早期発見のため、特定健診・各種健診の体制整備や受診勧奨を強化してまいります。また、具体的な栄養指導や運動指導、健康教室などを行い、町民一人一人の健康への関心を高め、健康増進や生活習慣改善につながるよう努めてまいります。

当町において死亡率が高い乳がん、子宮がん、大腸がんについては、検診の同日実施、無料クーポン券配付事業を継続し、がん検診の受診率向上に努めてまいります。

感染症等の疾病予防対策であります。様々な感染症の蔓延防止に向け、感染予防に対する知識の普及啓発を行うとともに、新たに定期接種として、今年秋・冬から行われる新型コロナウイルスワクチン接種について、必要な接種体制を構築いたします。

また、新型コロナウイルス感染症の影響から増加が懸念されている带状疱疹への対策として、発症リスクが高まるとされている50歳以上を対象に、ワクチン接種費用の一部を助成いたします。

高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施、高齢者の疾病予防や重症化予防、介護、フレイル予防のため、健全な食生活や運動等の普及啓発を目的とした健康運動フロア事業、ひまわりクラブのほか、体の調子を整えるコンディショニングの視点を強化した事業、認知症予防など各種介護予防対策を強化してまいります。

また、後期高齢者医療保険及び国民健康保険の保険事業、介護保険の地域支援事業が一体的に実施されることで、効果的な保険・医療・介護の適切なサービス提供につなげ、健康寿命の延伸を目指します。

心の健康づくり対策。

心の健康問題が重要視される中、誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、命を守るネットワーク推進計画、自殺対策計画に基づき、心の健康づくりに向けた普及啓発などの取組を推進してまいります。

(2)医療・介護福祉の推進、町立国保病院の安定した経営。

町立国保病院では、令和元年度から発生している財政健全化法等に基づく資金不足を解消するため、様々な経営改善の取組を行ってきました。令和5年度新たに経営強化プ

ランを策定したことから、効率的で持続可能な病院経営の確立に向けた取組を進めてまいります。

また、本年4月より医師の働き方改革がスタートとなりますが、引き続き医師の派遣をいただけるよう、医育大学や関係医療機関とのネットワークを大切にしながら、安定的な医療の提供に努めてまいります。

近年、当町においても猛暑日が連続するなど、療養環境の悪化が懸念されることから、入院病棟の各病室にエアコンの設置を行います。加えて、町立国保病院は建設から約30年が経過し、建物付属設備や機械設備などの老朽化が進んでおり、計画的な更新、整備を図ることが必要であることから、新年度はエレベーター設備の更新を実施してまいります。

新型コロナウイルス感染症の感染法上による位置づけが5類になりましたが、発熱患者への対応や感染対策の継続、院内クラスターの発生予防など、医療現場においては引き続き収束とは言えない状況にあります。

また、当町を含む中空知二次医療圏における少子高齢化や、人口減少による患者数の減少及び医療従事者の不足については、今後さらに深刻になることが予想されるなど、病院経営を取り巻く環境は一層厳しさを増しており、これまで以上に各医療機関の連携や、病床機能の分化、経営の安定化が重要となることから、町立国保病院は町民や地域に求められる医療の提供に努めるとともに、管内自治体病院などとの連携を図りながら、不測の事態にも備え、一層の経営改善による経営の安定化に取り組んでまいります。

地域包括ケアシステムの推進であります。

高齢化が進む中で、高齢者や家族の方々の介護に対する不安を軽減し、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、第9期介護保険事業計画、高齢者福祉計画を基に、医療、介護、住まい、生活支援、介護予防などのサービスが切れ目なく一体的に提供される地域包括ケアシステムのより一層の推進に向けて取り組んでまいります。

地域住民や町内会、ボランティア団体等の多様な主体と行政等が互いに協力し、共に支え合う地域共生社会を築いていくことを目指し、地域住民主体のサロン活動やボランティア、見守り活動など、支え合い活動が広がるよう、高齢者を支えるネットワークを構築してまいります。

また、認知症施策として、認知症に対する理解や正しい知識の普及啓発を行うとともに、認知症サポーター養成講座の開催や認知症ケアパスの活用、支え合いの仕組みづくりであるチームオレンジや権利擁護に関する取組を進めてまいります。

地域福祉の推進。

昨年策定した第1期奈井江町地域福祉実践計画に基づき、今後も多様化・複雑化する生活課題に対し、行政、関係機関、地域住民が一体となって対応できる実践的かつ具体的な仕組みを構築するとともに、本庁における福祉サービスや地域福祉活動など、社会福祉協議会との共同による取組を一層推進してまいります。

障がい者支援においては、おもいやりの障がい福祉条例の理念の下、障がいに対する町民の理解や障がい者との交流を深めるため、北翔大学との連携事業などを進めてまい

ります。

また、第5期障がい者福祉計画に基づく障がい者の地域移行の推進や雇用、就労を促進されるための助成事業の実施など、障がい者の社会参加の支援促進に努めてまいります。

国民健康保険税の改正。

国民健康保険税については、北海道国民健康保険運営方針に基づき、市町村に示される標準保険料率に近づけるため、段階的な税率改正を進めてまいります。

(3) 子育て支援の充実。

妊娠・出産・子育て世帯への支援、子育て世代高核支援センターにおいて、妊娠・出産・育児に関する身近で切れ目のない相談・支援を行うとともに、要支援児童、要保護児童等に対して適切な支援を行えるよう体制強化を図ります。

さらに、児童福祉と母子保健の機能を併せ持つこども家庭センターの設置に向けた議論を進めてまいります。誰もが安心して産み育てられる環境の充実のため、不妊治療に係る生殖補助医療費助成の継続のほか、保険適用外の先進医療の助成を新たに実施いたします。

妊婦一般健康診査における超音波検査の費用助成は、6回から14回に増やすとともに、陣痛が始まった際に移動手段が確保できない場合に活用できる陣痛タクシー事業の体制整備を進めてまいります。

また、母子に対する心身のケアや育児サポートとして、宿泊型、通所型サポートの産後ケア事業を、砂川市立病院と連携して行います。子どもたちの健やかな成長と安心して子育てができるよう、引き続き18歳までを対象とした子ども医療費無料化を実施するとともに、新たな学校給食費を第1子から全額無償化にし、子育て世代の経済的負担の軽減を拡大してまいります。

また、公設塾「ななかま」や図書館のある社会教育センターへのエアコン設置を行い、ハード面の環境整備も進めてまいります。老朽化が進む北町児童館については、子どもの数の減少や子育てに関する社会環境の変化を踏まえ、今後の在り方について議論を重ねてまいります。

保育・教育環境の充実であります。

認定こども園では、園児や保護者の気持ちに寄り添い、一人一人の個性を大切にしながら、元気な体と豊かな心を育てるよう保育サービスを提供します。日本古来の行事など、日本の文化を伝えるとともに、英語教育や運動、食育など、特色ある教育・保育の充実、幼・小・中・高の連携による相互交流などを推進し、小学校以降の教育につなげてまいります。

保育業務支援システムを活用し、保護者への速やかな情報伝達、子どもの登校園管理、保育計画の策定等を行い、引き続き保育の質の向上や安全確保、保護者との連携強化に努めてまいります。

また、国における3歳児以降などの保育料無償化に加えて、町独自の2歳児までの保育料軽減措置などを継続してまいります。

4、学び続け人生を豊かにするために。

(1) 教育環境の充実。

子どもたちが自ら学ぶ根を育み、豊かに成長するため、教育環境の充実を図ります。また、奈井江商業高校については、各種検定料の助成のほか、岡山県立高梁城南高校との交流など、子どもたちの成長を支えてまいります。

(2) 子どもたちとの共同のまちづくり。

令和5年度は、奈井江中学校や奈井江商業高校で実施した町長と語る会をはじめ、奈井江小学校児童へのアンケートにより、第7期まちづくり計画策定に向けた10年後のまちに期待することやアイデアなど、たくさんの提言をいただきました。

子どもたちの提言を受け止めながら計画策定を行うとともに、町長と語る会において、子どもたちと大いに語り合い、協働のまちづくりを進めてまいります。

5、活力と魅力あふれる産業づくりのために。

(1) 農林業の振興。

農業の振興では、令和5年産の水稻を含む農作物は、春以降、平年を上回る高温が続き、生育は順調に進みましたが、7月以降の記録的な猛暑によって生育障害が発生し、品質や収穫量の低下など、高温による大きな影響を受けました。

しかしながら、本町の農作物は、農業者の皆さんのこれまで積み重ねてきた生産技術と熱意によって、全国的にも高い評価を得ているところであります。引き続き、産地ブランド確立支援事業や、スマート農業推進事業などの側面的支援を実施するとともに、JA新すながわと連携し、奈井江産米のブランド力のさらなる強化に努めてまいります。

また、新年度は、米国乾燥調整貯蔵施設における収縮化の品質管理や作業効率の向上を図るため、自主検査装置等の設備更新に着手してまいります。不安定な国際情勢や気候変動、生産資材価格の高騰などによって、食と農業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

現在、国において、食料安全保障の強化を柱とした農政の基本理念や政策の方向性を示す食料・農業・農村基本法の改正に向けた議論が行われておりますが、将来に向けた食料の安定確保や、農業者が意欲と希望を持って営農に取り組める環境整備に向けて、町村会等を通じて国に対し要請活動を行うほか、本庁が持つ高い生産技術を最大限に発揮できるよう引き続き、関係機関・団体等と連携してまいります。

昨年、市街地をはじめ、町内で多くの出没が確認されたヒグマに対応するため、捕獲体制や町民への注意喚起への強化を行うほか、北海道や地元猟友会などの関係機関や団体と連携し、町民の安全確保に努めてまいります。

土地改良事業について。

道営土地改良事業については、耕作環境の改善、将来にわたる農地の円滑な収積化を推進するため、継続地区である茶志内東2地区及び高島東地区において、区画整理事業等を実施してまいります。

また、圃場整備後の不陸解消のため、高島東地区にレーザーレベラーを導入いたします。高島排水機場の改修については、新年度、道営事業による改修工事に着手するなど、

北海道と連携を図りながら、計画的な事業推進に努めてまいります。

林業の振興。

林業については、森林が持つ生態系や水源かん養機能など、その役割を適切に果たすことができるよう、町有林の計画的な造林事業の実施を進めるため、道営事業による林道東熊見沢線の開設に向けて、新年度調査測量を実施するほか、引き続き林道の適切な維持管理に努めてまいります。

また、世帯交代などによって整備が行き届かない森林所有者の移行に基づき、関係機関と連携を図りながら、計画的な造林事業等の推進に努めてまいります。

(2) 商工業・観光の振興。

商工業の振興についてであります。中心市街地の活性化を図るため、商工会や関係団体が連携して行うにぎわいを生み出すイベント事業などの取組に対し、引き続き、商工業活性化推進交付金による支援を行ってまいります。

また、中小企業・小規模事業者の経営改善と事業者の育成を図るため、町の保証融資制度による利子補給等を実施するほか、町と商工会がそれぞれの責務や役割の下、相互に連携を図りながら、町内事業者の持続的発展に向けて取り組んでまいります。

観光の振興。

観光協会と商工会、農協、町との連携により開催される「ないえさくら祭」は、町内外から多くの方が来場し、本町の知名度の向上につながる町の主要な観光イベントであり、引き続き、地域資源を生かした観光振興の取組に対して支援を行ってまいります。

地域交流センターは、観光施設としての機能に加え、広域的な防災拠点機能になる道の駅として、引き続き利用者への快適なサービス提供が行えるよう、指定管理者や国などの関係機関と連携し、適切な維持管理を行ってまいります。

企業との連携・支援の充実。

町内立地企業は、堅実な経営の下、地域経済を牽引していただいております。引き続き、町内立地企業への支援や必要な情報交換を行うとともに、立地企業各社が有する優れた技術力などの情報を町内外に向けて積極的に発信してまいります。

空知団地については、北海道や美唄市との連携を図りながら、引き続き、分譲に向けたPRや関係情報の収集などの誘致活動に努めてまいります。

6、みんなでつくる、持続可能なまちづくりのために。

(1) 地方創生の取組。

移住・定住対策の推進、子育て世代の移住など、一定の効果を上げてきた移住・定住施策は、引き続き、新築住宅助成や中古住宅購入助成等の住宅施策と合わせて、子育てや保健・教育などの施策と一体的に取り組んでまいります。社会情勢や住民ニーズを捉えながら、町内外の皆さんにアピールできる新たな支援についても、次期まちづくり計画の策定の中で検討してまいります。

地域外の人材活用や企業との連携の促進。

近年、都市住民の地方での生活や社会貢献活動が活発になり、地域の人材不足への対応など、地域おこし協力隊や地域活性化起業人などの外部人材派遣制度の積極的な活用

が、全国的に進められております。

本町におきましても、都市部人材や民間人材の活用をさらに拡大し、躍動感のある地域活動に努めてまいります。

(2) 町民主体のまちづくりの推進。

町民との対話・共同によるまちづくりの推進、生涯活躍のまち事業の理念に位置づけた子どもから高齢者まで、誰もが役割や生きがいを持ち活躍できる地域コミュニティの実現は、町民の満足度や充実感、新たな意欲につながる原動力になるものです。

引き続き、町民リーズの把握や課題を共有するため、まちづくり懇談会やタウンミーティングを開催し、町民の皆さんとの対話を重ねながら、魅力ある地域コミュニティの実現に努めてまいります。

また、広報紙やホームページ、LINE公式アカウントなどを活用した町政情報等の発信を充実し、多様な人々とのつながりを持つとともに、まちづくりチャレンジ事業の活用拡大にも努め、より一層住民参加型のまちづくりを推進してまいります。

(3) 公共施設の計画的・効果的な管理・配置の推進、役場庁舎の整備、役場庁舎の建て替えにつきましては、本年5月の供用開始に向け整備を進めておりますが、皆さんに親しまれる庁舎となるよう、より一層のサービス向上に努めてまいります。

また、供用開始後も令和7年度まで防災倉庫や書庫等の建設、外構工事が実施されることから、来庁される方々にご不便をかけないように進めてまいります。

公共施設の効率的な整備の推進では、公共施設については文化ホールや町民プールの設備などの改修を実施するなど、公共施設の長寿命化・効率的な管理を進めてまいります。用途廃止済み施設の計画的な処分を図り進めるため、新年度は東町コミュニティ会館の解体工事を実施してまいります。

また、未利用公共施設・土地などの利活用を促進するため、引き続き、民間事業者の効果的な提案を町内外から広く募ってまいります。

(4) 地域間交流の推進。

開町・分村80年であります。本年は奈井江町が砂川町から分村して80年を迎える記念すべき年にあたります。春季には、人口減少に中にもあっても地域共生を支えるネットワーク構築をテーマとする記念講演を行うとともに、秋季には、コンチェルトホールにおいて良質な音楽とともに、奈井江町の歴史を振り返りながら、未来に夢をはせるテーマに、「華美なものは避け、次世代につながるまちづくりに寄与する」式典を実施していきたいと考えています。

ハウスマルビ町との交流であります。

友好都市ハウスマルビ町との相互派遣交流は、昨年4年ぶりに交流を再開し、訪問団の受け入れを行いました。迎えた本年は、交流30年の節目の年を迎え、ハウスマルビ町で開催される記念事業に合わせて、訪問団の派遣を計画しております。また、本町においても、開町80年の記念事業と合わせて、交流30年の記念事業を開催し、ハウスマルビ町と友好を深め、次世代につなげてまいります。

高梁市との交流、友好都市岡山県高梁市との交流については、特産品のPRや両市町

長の表敬訪問などを継続するとともに、相互に情報交換などを行ってきた小中学生や高校生の交流事業を継続し、両市町の振興を深めてまいります。

終わりに、令和6年度の一般会計予算については、第6期まちづくり計画、後期実施計画を基本に、第7期まちづくり計画へつなぐ予算形成を行った結果、旧庁舎の解体・車庫棟の建設など、役場庁舎整備・ライスターミナル自主検査装置の更新工事などのハード事業のほか、給食費の完全無償化や社会教育センターのエアコン設置、妊婦検診の助成拡充などの子育て支援、帯状疱疹のワクチン接種の一部助成など、ソフト事業も拡充し、一般会計の予算総額は、前年度対比13.7%減、56億6,700万円、特別会計・企業会計を加えた全会計の予算総額は75億5,700万円としたところであります。

少子高齢化や人口減少が与える影響は、眼下の課題として先送りできない状況となっており、加えて頻発する自然災害への備えや長引く物価上昇など喫緊の課題は山積しておりますが、今後におきましても財政運営の健全化を確保しながら、未来につながる施策の推進に努めてまいります。

町議会議員の皆様の更なるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、令和6年度の町政執行に当たっての所信といたします。どうぞよろしく申し上げます。

(11時57分)

令和6年度教育行政執行方針（教育長）

(11時58分)

●議長

次に、教育長に令和6年度教育行政執行方針の説明を求めます。

教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

それでは、令和6年度の教育行政執行方針について申し上げます。

初めに、令和5年度は4月に発足をした小・中・合同のコミュニティスクール、学校運営協議会では、学校評価はもちろん体験活動の在り方、学校を支えていく仕組みなどについて議論が行われ、小・中・高の子どもたちが自分たちで実践したいことを考えて活動する子ども会議では、児童会や生徒会のメンバーのほか、公募による子どもたちも含めた20名を超える委員が意見交換を重ね、産業祭りの出展や芽室町とのオンライン交流など、主体的な活動が行われてきました。

総合文化祭もコロナ前のように開催するとともに、町民の気軽な作品展示の場として開催をしてきた町民ギャラリーを通じて、サークル活動の活性化を図ってきました。

また、コンチェルトホールが30周年を迎え、ホール初となる30人規模でのオーケ

ストラ演奏となった北電ファミリーコンサートや、村治佳織さんのギターリサイタルなど、町民にとって質の高い芸術に触れる機会をつくとともに、町外から交流人口の活性化に寄与することができました。

迎えた令和6年度もこのような歩みを止めず、教育ビジョンの推進に向けた教育行政の執行を行ってまいりたく、その方針について申し上げます。

1、未来を担う子どもの育成。

昨年から取り組んできた社会科副読本「ないえ」の完成が近づいてきました。子どもたちの社会生活の理解、そして奈井江町の町並みや仕事といった郷土の今、郷土の歴史の理解と愛情を育む教材として、新年度から活用してまいります。また、ICT環境が整う中、本書をPDF版として発行していきます。

小学生を対象とする公設塾「ななかま」は、学校帰りの子どもたちが立ち寄り、自ら主体的に学ぶ場として運営しています。引き続き、自学・自習を主塾としつつ、多くの子どもたちが苦手とする文章問題のミニ授業を行うほか、特別授業として、道内動物園の飼育動物用の野菜栽培などにチャレンジしていきます。

中学生が高校進学をはじめとする、なりたい自分になるための学習支援に加えて、学習塾の多くが町外にあるなど、通塾に関わる保護者負担の軽減を行い、ひいては移住・定住にも寄与する事業として、中学生を対象とする公設塾の令和7年度創設に向けた準備を進めます。

近年、児童生徒の心の相談や保護者、教職員の助言などを行うスクールカウンセラーの役割が大きくなっています。必要に応じたカウンセリングができるよう、予算の拡充を行います。

また、子どもたち一人一人が生きる力を備えていくための学びの環境、具体的には小学校から中学校までの9年間の在り方について、コミュニティスクールにもご協力をいただきながら議論を始めていきたいと考えております。

2、生涯にわたる学びの推進。

自分の知らない世界を知り、興味を広げていくことができる読書は、子どもたちの好奇心を育み、大人たちの人生を豊かに彩ります。令和6年度は、今まで取り組んできた活動を強化するため、ブックスタートでプレゼントする本を3冊に増やすとともに、乳用児とその保護者が図書館デビューを行うための図書館キッズデイを創設し、毎月1回は子どもたちが大きな声を出してもよい日にしていきます。

また、図書館システムを更新し、小・中・学校との連携を図るとともに、自宅でも図書検索や貸し出しの予約ができるようにするなど、本に接するチャンネルを増やししながら、読書活動を推進していきます。

スポーツの面では、幅広い年齢層の方たちから好評をいただいていたコンディショニング事業の担当トレーナー1名を追加雇用し、事業の充実を図ってまいります。

音楽の面では、生涯活躍の街プロジェクトを所管する一般社団法人奈井江共奏ネットワークとの連携を強化し、役場・新庁舎が供用開始となる5月以降、現在、みなクルを拠点に活躍している地域おこし協力隊3名を教育委員会の所管として活動の拠点を文化

ホールに変更するとともに、新たに雇用される地域活性化企業陣の方にもご協力をいただき、町中音楽活躍システム事業を推進していきます。

終わりに、以上が令和6年度に取り組む主要な教育施策です。

学校教育や生涯学習、ともに主体的な学習機会の創設と学び続けるための環境確保に努め、町民の皆さんとの対話を積み上げながら、教育ビジョンの推進を図ってまいります。

議会の皆様、町民の皆様のご支援をよろしくお願いいたします。

(12時04分)

●議長

以上で執行方針の説明を終わります。

議案の途中ではありますけれども、昼食のため1時15分まで休憩といたします。

(休憩)

(12時04分)

再開

(13時14分)

(7議案の大綱説明)

●議長

それでは休憩前に引き続き会議を再開をいたします。

一括議題といたしました令和6年度予算関連7議案の説明を求めます。

要旨のみの説明を受けたいと思いますので、皆様のご理解をお願いいたします。

それでは、一括議題の大綱説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

初めに、議案第11号についてご説明いたします。

議案書115ページをお開きください。

議案第11号「奈井江町税条例の一部を改正する条例」であります。

本案につきましては、令和12年を目途とした北海道の国保税率の統一に向けて、令和6年度の標準税率が示されたことから、これまでの税率改正の方針を踏まえ、税率の見直しを行うものであります。

なお、改正にあたっては被保険者の過度な負担とならぬよう、基金を活用し町の独自激変措置を講じながら税率を改正するものであります。

議案書121ページをお開きください。

議案第16号「奈井江町パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例及び奈井江町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」であります。

本案につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するため、関連する条例の一部を一括して改正するものであります。

以上が、予算関連議案であります。

次に、別冊で配付している一般会計予算書の1ページをお開きください。

議案第6号「令和6年度奈井江町一般会計予算」の概要について、ご説明いたします。

予算の総額については、前年度より9億円減の56億6,700万円となり、前年度比13.7%の減となったところであります。

次に、第1表の歳入歳出予算の概要について、主な款の予算額について、9ページ、事項別明細によりご説明いたします。

1款町税では、前年度比0.8%減の6億8,198万6,000円。

11款地方交付税では、1.2%増の26億2,280万円。

14款使用料及び手数料では、2.8%減の9,470万4,000円。

15款国庫支出金では、9.0%増の3億2,464万8,000円。

16款道支出金では、1.5%増の3億3,293万6,000円。

18款寄付金では、3.4%増の7,500万円。

19款繰入金では、12.9%減の3億4,461万5,000円。

21款諸収入では、4.5%増の1億8,601万円。

22款町債では、53.5%減の7億9,160万円であります。

次に、歳出についてご説明いたします。10ページをご覧ください。

2款総務費では、41.8%減の13億4,373万円。

3款民生費では、0.1%増の8億1,952万4,000円。

4款衛生費では、4.2%減の5億6,891万6,000円。

6款農林水産業費では、21.0%増の3億706万3,000円。

7款商工費では、5.3%増の8,101万5,000円。

8款土木費では、3.0%減の6億6,416万3,000円。

9款消防費では、3.7%増の1億5,945万1,000円。

10款教育費では、20.8%増の3億4,055万4,000円であります。

次に、7ページ、第2表の債務負担行為についてご説明いたします。

ライスターミナル自主検査装置更新事業で7,931万円であります。

次に、第3表の地方債についてご説明いたします。

初めに、一般会計、特別会計、企業会計、全てに共通する起債の方法、利率、償還の方法について説明いたしますが、起債の方法は普通貸借または証券発行、利率については4%以内、償還の方法は、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据え置き期間及

び償還期限を短縮し、または繰上げ償還もしくは低利に借り換えすることができるものでもあります。

それでは、主な事業の限度額について説明いたします。

役場庁舎複合施設整備事業完済分ではありますが、3,180万円、ライスターミナル自主検査装置更新事業3,390万円、西二条通り（口）道路改修工事1,500万円、西二条通り（二）道路改修工事4,540万円、東町第2団地6号線ほか道路改修工事3,680万円、過疎地域持続性発展特別事業8,080万円。

8ページ、役場庁舎整備事業市町村役場機能緊急保全事業催分ではありますが、2億1,070万円、緊急自然災害防止対策事業債1,180万円、社会教育センター空調設備工事4,400万円、社会教育センター非常用発電機更新工事2,980万円、防災倉庫等整備事業2億1,840万円、臨時財政対策債640万円など、17事業の借入を予定しております。

また、今ほど地方債で説明した以外の事業では、奈井江版生涯活躍のまち事業、子育て支援として不妊治療費等助成事業や陣痛タクシー事業、妊娠期の超音波検査助成の拡充、小中学校における給食費の完全無償化、帯状疱疹ワクチン接種における費用の一部助成、12号排水路堆砂土除却工事、東町コミュニティ会館解体工事など、既存施策の拡充、新規事業新規施策を加えて、予算編成を行ったところであります。

令和6年度においても厳しい財政状況の中、第6期まちづくり計画後期計画の最終年度として、政策や事業の検証を行い、第7期まちづくり計画への橋渡しを行うこととなりますが、社会情勢や物価高騰の影響が懸念される中、引き続き計画的かつ効率的な町政運営と課題解決に向けて取り組んでまいります。

続きまして、議案第7号から議案第8号の特別会計予算について説明いたしますので、別冊で配布をしております特別会計予算書をご覧ください。

1ページ、令和6年度の奈井江町国民健康保険事業会計予算は前年度比650万円、3.4%減の1億8,480万円であります。

歳入歳出算について4ページの事項別明細書より、主なものをご説明いたします。

歳入国民健康保険税前年度比5.5%増の8,959万3,000円。

4款繰入金、18.2%減の7,835万2,000円。

6款諸収入、60.2%増の1,677万7,000円であります。

5ページの歳出では、1款総務費7.1%減の1億6,749万4,000円。

4款諸支出金、60.6%増の1,697万5,000円であります。

以上が、国民健康保険事業会計予算の概要であります。

次に、後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

予算書の17ページをお開きください。

令和6年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算は前年度比210万円1.9%増の1億1,070万円であります。

歳入歳出予算については、20ページの事項別明細書により主なものをご説明いたします。

歳入では、1款後期高齢者医療保険料前年度比2.3%増の7,356万1,000円。3款繰入金1.2%増の3,702万9,000円であります。

21ページの歳出では、1款総務費、5.2%増の97万2,000円。

2館後期高齢者医療広域連合納付金1.9%増の1億959万4,000円であります。

以上が、後期高齢者医療特別会計予算の概要であります。

次に、議案第9号の下水道事業会計予算についてご説明いたします。

別冊で配付をしております。予算書の1ページをお開きください。

令和6年度奈井江町下水道事業会計予算では、第2条において下水道計画区域内水洗化人口4,471人、年間有収水量54万9,000立方メートル、1日平均有収水量1,504立方メートルとしております。

第3条の収益的収入及び支出では、収入、第1款の下水道事業収益で4億1,702万2,000円、支出、第1款下水道事業費用で3億7,089万9,000円であります。第4条の資本的収入及び支出では、収入、第1款資本的収入で3,639万7,000円。2ページ、支出、第1款資本的支出で2億5,202万2,000円あります。

以上における単年度実質収支・繰越実質収支はゼロ円を見込んでおります。

次に、議案第10号の病院事業会計予算についてご説明いたしますので、別冊で配付をしております予算書の1ページをお開きください。

令和6年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算では、第2条第1項において病床数を50床とし、患者数は入院1万6,425人、外来1万9,430人、指定居宅サービス300人としております。2項のサービス付き高齢者向け住宅では居室数16、入居率を87.5%としております。

第3条の収益的収入及び支出では、収入第1款の病院事業収益で8億1,317万7,000円。支出、第1款病院事業費用で8億1,695万8,000円あります。

2ページを開きください。

第4条の資本的収入及び支出では、収入第1款資本的収入で1億2,630万2,000円、支出、第1款資本的支出で1億5,455万1,000円あります。

以上における単年度実質収支は61万5,000円の黒字、繰越実質収支では7,474万4,000円の赤字を見込んでおります。

以上、7議案について一括してご説明申し上げました。よろしくご審議の上。ご決定をお願い申し上げます。

●議長

一括議題に対する大綱質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、大関議員。

● 8 番

今ほど町長から令和6年度予算が提案されました。一般会計では役場庁舎の外構工事ほかで5億9,800万、生涯活躍のまち事業委託料1億4,000万円などですが、庁舎本体の完成により前年比9億円減13.7%減の56億6,700万円、特別会計企業会計を加えた全会計の予算総額は75億5,700万円ということであります。

地方自治体を取り巻く環境は依然として厳しく、人口減少や少子高齢化、燃料や光熱水費、物価の上昇等ありますが、新型コロナウイルス感染症も5類に移行し、少しずつ依然の活気が戻りつつあると感じています。

今回の予算について、大綱4点、町長に質問いたします。

1点目、生涯活躍のまち事業では、業務委託で昨年同様の1億4,000万円ですが、地域おこし協力隊6名分3,120万円、地域活性化企業人制度負担金1,620万円となっていますが、役場職員が年々減少していく中で、この先も外部からの協力を求めていくのか、今後の方向性を伺います。

2点目、農業関連予算についてであります。

道営土地改良事業に5,800万円、ライスターミナル自主検査装置更新工事に3,400万円、全体では21%増の3億700万円で大変ありがたいと思います。

町長は、多様な農業の形があって良いとの見解であります。今後の農業の目指す先また10年、20年先の目標を掲げることも必要だと思っておりますが、見解を伺います。

3点目、観光についてであります。新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、インバウンドも増加中の現在、今年の札幌雪まつりの来場者はコロナ禍以前の200万人を大きく超え、大変にぎわいました。当町では桜まつりに昨年同様の34万円の補助金、ないえ温泉が休止中の現在、宿泊施設も1か所の当町の今後の観光についての考え方を伺います。

4点目、防災についてであります。能登半島地震では広い範囲で、インフラ設備に壊滅的な被害があり、2か月たった今もなお断水が続く地域があります。当町の防災計画では避難所の設置方法や備蓄品など、万全ではないものの整っていると思っておりますが、広域的な防災対策の現状はしっかりしたマニュアルがあるのか、伺います。

以上、4点について答弁を求めます。

● 議長

大綱質疑に対する答弁を求めます。

町長。

(町長 登壇)

● 町長

新年度予算に対する大関議員からの質問であります。まず1点目の外部人材の活用についてということですが、地域外の人材を活用する動きは首都圏都市部の人口集中化

防止策として、また民間企業の社員に対するセカンドキャリアへの取組などを反映して、全国的に活用件数が増加しており、国も新たな制度を創設しながら地域外人材の活用の幅を広げております。

本町におきましても、コミュニティ・カフェの運営から始まった地域おこし協力隊の活用は、公設塾「ななかま」や生涯活躍のまちの取組を通して、それぞれが持つノウハウを生かした人材の活用により、職員だけでは取り組めなかった事業やイベントで、子育て支援や町の活性化に効果を発揮していると考えています。

また、関係人口や交流人口づくりの事業を通して始まった地域活性化企業陣も、現在の企業派遣型を1名増員するとともに、副業型人材の活用も全国に先駆けて3名を活用し、生涯活躍のまちを推進してまいりたいと考えています。

ご質問にあります今後の体制整備の方向性についてですけれども、これは職員の増減に関わらず、今ほど申し上げたとおり事業や取り組む内容など、必要に応じて専門的スキルやノウハウを有する地域おこし協力隊など、国の財源を活用しながら地域外人材の活用を今後も積極的に進めてまいりたいと考えています。

2点目の、今後の農業の目指す目標を掲げることについてですけれども、日本の農業は生産者の減少、高齢化に加えて、世界的な食料情勢の変化や生産資材価格の高騰、気候変動など、様々な課題に直面しております。

現在、日本の農業政策の方向性を定める指針であります、食料農業農村基本法の改正に向けて、国会で議論が行われていますが、農業者の減少が今後も進むことが予想される中において、経営規模をはじめ様々な経営形態や農業人材の確保など、多様な農業が共存することが、今後における農業の持続的な発展に必要なことであると考えています。

本町においては、今後10年間を見据えた農業経営の発展の目標や農業地の利用収穫目標など、効果的かつ安定的な農業経営を育成することを目的とした農業経営基盤の強化促進に関する基本構想、これを策定をしており、農業情勢の変化に対応した改定を随時行っているところであります。

今後につきましても、農業を取り巻く状況の変化に対応するため、農業者をはじめ農協などの関係団体とともに、本町農業の将来を見据えた中長期的な農業の方向性について、様々な場面で議論していきたいと考えています。

3点目の本町における今後の観光についての考え方ではありますが、昨年5月の新型コロナウイルス5類感染症への移行によって、国内外の観光事業が急速に回復をしている中で、本町においても町や地域おこし協力隊をはじめ、商工会など各種団体によるイベントが開催されるなど、町ににぎわいが戻ってきたところであります。

全国的に少子高齢化による人口減少が進み、地域の経済活動の縮小が敬遠されている中で、観光をはじめ、交流人口や関係人口の重要性が増しており、訪れる人や住む人にとって魅力的なまちづくりを進めることが町の活性化につながるものと認識をしています。

本町における今後の観光については、単に新たな観光地を作り出すのではなく、既存の観光資源を磨き上げることでより魅力を高めるとともに、併せて地域のあらゆる資源

が魅力的な観光資源となる可能性を秘めていると思っています。

地域資源の掘り起こしを行い、新たな観光資源を見出していくことが必要というふうに考えております。現在、奈井江版生涯活躍の町の取組として、仕事・住まい・交流・居場所・健康・都市部との交流連携など、イベントの開催や情報発信を含めて、様々な事業を展開しておりますが、町の認知度や地域ブランド力の向上を図ることによって、本町の観光振興に結び付けてまいりたいと考えています。

今後につきましても、町民をはじめ行政や観光協会、企業、観光に関わる全ての関係者が共通認識を持ち、知恵を出し合うなど相互に連携し、本町の自然や歴史・文化など、町の特性と魅力ある観光資源を最大限に生かした観光振興に努めてまいりたいと考えています。

最後、4点目の広域的な防災対策の現状ということですが。

本年1月1日に発生をした能登半島地震において、かけがえのない多くの命が失われ、また家屋の倒壊など既に2か月はたちましたけれども、今もなお避難所生活を余儀なくされている方が大勢いらっしゃいます。改めてお見舞いを申し上げますところであります。

当町においては、平成30年の胆振東部地震以降、大きな災害は起きていないという状況ですけれども、近年、全国各地で地震が発生し、いつ何時、私たちが住んでいるこの地域も地震等の災害が襲ってくるか分からないと、そういう時代であろうかと思いません。

自然災害は発生事態を防ぐことは難しいのですけれども、日頃からの備えを大切にしていって、災害の被害を最小限に防止することが大事であるというふうに考えます。

議員ご質問にあるとおり、広域的な防災対策におけるマニュアルというものは残念ながらありませんけれども、平成20年6月には被災市町村のみでは避難・救護等の応援措置を十分に実施できない場合は、災害対策基本法に基づいて、北海道及び市町村相互の連携を円滑に遂行するために、災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定を締結しています。

そして、平成28年7月には平常時及び災害時における防災に関して、構成市町が相互に協力することにより、平常時における災害対策の強化並びに災害が発生した場合における迅速な応急活動を実施して被害の軽減と被災者の救護を図り、構成市町住民の生活を支えることを目的として、中空知の5市5町防災に関する協定、これも締結しております。

災害時にはあくまでも独自で災害対応が困難な場合に限りませんが、北海道や各市町村が要請できる協力体制が整っており、この協定を軸として連携を図ってまいりたいと考えています。

また、担当職員については、北海道地帯の大規模地震、雪害による災害の発生を想定した厳冬期の北海道防災総合訓練への参加や、毎年中空知定住自立圏構想推進会議、防災専門部会が主催する防災担当者研修会が行われており、基礎的な事項を学んでいるところでもあります。

いずれにいたしましても、いつ何時地震等の災害が襲ってくるか分からない時代であ

りますので、平時より北海道や近隣自治体、町内の関係機関、地域住民の皆さんとの連携を一層深めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

8番、大関議員。

●8番

おおむね理解いたしました。先ほど言われたとおり、今年は第7期まちづくり計画の計画年でありますので、詳細についてはしっかり予算委員会で審査したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これで終わります。

●議長

ほかに大綱質疑ございますか。6番、大矢議員。

●6番

すいません。質問ではないので、議事録を止めていただけますか。

●議長

大綱質疑の途中ではありますがけれども、執行側より執行方針についての訂正の申し出がありますので、受けたいと思います。

町長。

●町長

大変申し訳ございませんが、先ほど私のほうから提案をさせて申し上げました執行方針12ページ目の土地改良事業の中で、「茶志内東2地区にレーザーレベラーを導入」というふうに記載しているところについて、地区名を「高島東地区」に訂正をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

●議長

大綱質疑、ほかにございますか。

(なし)

●議長

これで大綱質疑を終わります。

予算審査特別委員会の設置について

●議長

お諮りします。一括議題につきましては、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。一括議題につきましては、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定をいたしました。特別委員会構成のため、しばらく休憩といたします。

(休憩) (特別委員会 構成)

(13時37分)

再開

(互選結果報告)

(13時41分)

●議長

それでは会議を再開いたします。

休憩中に特別委員会の正副委員長の互選結果が議長に届いておりますので、事務局長より報告をさせます。

事務局長。

●事務局長

予算審査特別委員会の正副委員長の互選結果についてご報告申し上げます。

委員長には大関議員、副委員長には石川議員、以上でございます。

●議長

ただいまの報告のとおり、委員長には大関議員、副委員長には石川議員を選任することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

委員長には大関議員、副委員長には石川議員を選任することに決定をいたしました。

お諮りいたします。ただいま予算審査特別委員会に付託しました一括議題につきましては、会議規則第45条第1項の規定により、3月18日までに審査が終わるよう期限をつけたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。一括議題につきましては、3月18日までに審査が終わるよう期限をつけることに決定をいたしました。

散会

●議長

お諮りします。3月6日から10日までの5日間は、議案調査のため、休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

3月6日から10日までの5日間は休会と決定いたしました。

以上で、本日予定した議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会といたします。

なお、11日は午前10時より会議を再開といたします。

皆さん、大変ご苦労さまでした。

(13時45分)

令和6年第1回奈井江町議会定例会

令和6年3月11日（月曜日）

午前9時59分開会

○議事日程（第2号）

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 総括質問

○出席議員（9人）

1番	根 岸 一 志	2番	星 厚 早
3番	篠 田 茂 美	4番	遠 藤 共 子
5番	石 川 正 人	6番	大 矢 雅 史
7番	笹 木 利津子	8番	大 関 光 敏
9番	森 岡 新 二		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（17名）

町	長	三 本 英 司
副 町	長	碓 井 直 樹
教 育	長	相 澤 公
総 務 課 参 事	辻 脇 泰 弘	
教育委員会参事	松 本 正 志	
産業観光参事	石 塚 俊 也	
町立病院参事	杉 野 和 博	
企画財政課長	井 上 健 二	
建設環境課長	加 藤 一 之	
町民生活課長兼会計管理者	横 山 誠	
保健福祉課長	鈴 木 久 枝	
建設環境課課長補佐	石 川 裕 二	
保健福祉課課長補佐	辻 脇 真理子	
総務課課長補佐	田 中 恵	
産業観光課課長補佐	遠 藤 友 幸	
代表監査委員	山 口 俊 哉	
農業委員会会長	笹 木 憲 一	

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議 会 事 務 局 長 滝 本 静
議 会 庶 務 係 主 査 釣 本 真由美

開会

●議長

皆さんおはようございます。定例会の出席、大変ご苦労さまです。

ただいま出席議員 9 名で定足数に達しておりますので、これより会議を再開いたします。

なお、感染症予防のため、議場出入口は開放したまま会議を進めてまいりますので、ご了承を願います。

日程第 1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 122 条の規定により、4 番遠藤議員、5 番石川議員を指名いたします。

日程第 2 総括質問

●議長

日程第 2、令和 6 年度町政執行方針並びに令和 6 年度教育行政執行方針に対する総括質問を行います。

なお、質問は再々質問を入れて 30 分以内でお願いをいたします。

(1. 1 番根岸議員の質問・答弁)

(10 時 00 分)

●議長

1 番根岸議員。

(1 番 登壇)

●1 番

おはようございます。それでは、通告のとおり質問させていただきます。

総括質問として、私からは 3 点ほど質問させていただきます。

まずは1点目、町政執行方針の13ページにあります、移住・定住対策について質問させていただきます。

奈井江町の人口も、今年2月末時点、ホームページにも掲載がありましたけれども4,801人となっております、令和4年9月時点では5,000人いた人口も、1年半ほどで200人ほど減少した計算になっております。

それに伴い、空き家も増加しておりますが、その中でも着実に新築着工件数もあり、近隣市町に比べても、移住・定住の新築住宅・中古住宅購入助成は多く出ている状況で、移住してくる方の中でも、補助金があつて助かった、また引っ越す決め手になったという声も多く聞かれております。

そこで、直近の子育て世帯の移住件数や新築住宅・中古住宅購入の助成の件数、また、方針の中に町内外にアピールできる新たな支援も検討されているとありますが、現時点で検討に上がっているものがありましたらお聞かせください。

また、移住・定住に対する目標値等ございましたら、そちらお聞かせ願いたいです。よろしく申し上げます。

●議長

答弁を求めます。町長。

(町長 登壇)

●町長

おはようございます。根岸議員からの移住・定住対策に対するご質問であります。

まず、1点目の子育て世帯の移住件数、また、新築住宅・中古住宅の助成件数ということですが、平成27年度から第6期まちづくり計画の柱として進めてきた定住対策は、住宅支援策や子育て支援策と連動させた取組により、子育て世帯の転入が増加し、人口の社会減の抑制につながるなど、一定の効果を上げてきたというふうに考えております。

令和4年度の子育て世帯の転入件数を見ますと、16世帯48名、一方で転出した子育て世帯の件数は、12世帯33名となっております。

令和4年度の新築住宅購入助成の実績は、全体で13世帯41名、このうち子育て世帯が10世帯で38名、中古住宅の購入助成では、全体で13世帯29名、このうち子育て世帯は、5世帯16名となっております。

また、年度途中でありますけれども、令和5年度の2月末現在の新築住宅購入助成については、全体で8世帯24名、このうち子育て世帯が、6世帯で20名、中古住宅購入助成については、全体で11世帯26名、このうち子育て世帯が、2世帯で9名となっているところであります。

2点目に、アピールの方法、また新たな支援の検討状況ということでもありますけれども、住宅施策のPRについては、フリーペーパーでありますSORAへの広告掲載や

ホームページ、また町広報紙での周知を行っているところでもありますけれども、これからもより多くの方に周知できるよう、周知方法の工夫、空き家情報の収集方法などを研究していきたいというふうに考えています。

また、新たな支援策につきましては、検討が始まったばかりではありませんけれども、社会情勢を反映したカーボンニュートラルの要素やこれまでの議会での議論などもされてまいりましたけれども、老朽住宅の解体助成など、新たな視点を加えて、第7期のまちづくり計画の策定の中で、しっかりと検討していきたいというふうに思っています。

また、3点目の移住・定住の目標値があるのかということでもあります、目標値といえますか、現在、それに向けた予算ということでお答えをしたいと思います。

令和6年度の新築住宅購入助成に係る予算としては、11世帯ぐらいの目標として2,500万円、そしてそのうちに若年・子育て世帯の件数を、9世帯2,150万円と見込んでおります。

また、中古住宅の購入助成としては、7世帯950万円、このうち若年・子育て世帯の件数を6件850万円と見込んで、予算計上させているところであります。

今現在、助成件数については、上限を求めず、予算を超える申込があった場合についても、補正をしてしっかりと対応していきたいというふうに考えているところであります。

移住・定住の施策については、現在も一定の効果を上げているということから継続していくことを前提に、現在、検討中の共奏ネットワークでも検討している新たな空き家活用事業などと連動させながら、より充実した移住・定住施策の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、ぜひまたご理解、ご協力をお願いしたいと思います。

●議長

根岸議員。

●1番

今ほどの答弁ありがとうございました。

その中で、以前も質問させていただいたと思うんですけれども、老朽住宅の解体助成も検討されているという中で、そちらぜひ進めていっていただきたいと思えますし、それに例えば該当しないようなものとかも、以前も中古住宅の助成の中でそちらを活用できるということもありましたので、ぜひそういった活用方法、具体的な使い方みたいなものが一緒にPRできたらいいのかなとは思っていますので、例えば、今、ただ同然になってしまっている空き家もどんどん増えていると思うんですけれども、老朽化、そういったものも、今助成金が、売買金額が上限になっているとは思いますが、ただ同然のものを譲渡してもそこに補助金が生まれないので、例えば、売主さんの手でリフォームされたものを買主さんが買うというような形になると、そこに補助金を入れて、買った方はリフォームされた住宅が手に入るというような使い方でもあるのではないのかなと思っておりますので、そういった面も一緒にPRしていただければなと思っております。

ぜひそちらのほう、活用に向けたPRをお願いしたいんですけども、その中でPRの手法として、今伺った中では大体受動的なもの、SORAに関してはこちらから発信するようなものだと思いますけれども、例えば能動的で、相手が情報を取りに来なくても発信できるような何か施策とかはお考えでしょうか。

●議長
町長。

●町長
ありがとうございます。今現在、将来的な多様な支援策をとということだと思えますし、かねてから根岸議員がおっしゃっているとおり、ゼロカーボンに向けた道の施策だとか、いろいろな形の施策がありますが、環境省や国が直接支援するような形の施策もありますので、それらをどうやって組み合わせるかっていうか、そして何よりも町民の皆さんといいますか、その人たちがそういう情報を知って、定住に向けた検討をしていただくということがきっと大切だろうと思っておりますので、そこら辺も工夫をしていきたいと思っておりますが、今申し上げられた能動的なPR方法、具体的には今申し上げるもの、正直何も持っておりませんが、まさに皆さんからご意見をいただきながら、積極的に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

●議長
根岸議員。

●1番
今お答えいただいた中で、やはり「北海道、空き家、定住」とかで検索した場合も、奈井江町がヒットするかというのがなかなか難しいところだと思っておりますので、そういった面も含めまして、例えば移住を検討されている本州の方にも何かPR、届くような情報発信を今後も検討していただければなと思っておりますので、そちらのほうもどうぞよろしくをお願いいたします。

先ほどおっしゃっていただいた、いろんな国から出ているような施策とかもありますので、そういったものも絡めた中で、奈井江町でどういった暮らしができるかといったような情報発信をしていただければと思っておりますので、引き続き、検討をよろしくをお願いいたします。

それでは、1問目に関しましてはこちらで終わらせていただいて、2番目となりますが、こちら町政執行方針13ページの企業との連携、支援の充実について質問いたします。

奈井江町の空知工業団地におとし、16年ぶりにクリーンリバーさんが分譲地を約20ヘクタール、ヘクタールってあまりなじみのない数字だと思うんですけども、大体札幌ドーム4個分購入されて、昨年末からバナメイエビの陸上養殖を試験的に開始さ

れていて、私も少し拝見させていただいたんですけれども、将来的に町内でとれたてのエビが食べれることを期待してうれしい限りなんですけれども、道内的にも、千歳に建設中の次世代半導体工場のラピダスの影響で、南空知も徐々に企業誘致に盛り上がりを見せてまして、南幌町も従来あった工業団地が全て完売したという情報もありまして、2025年をめどに約24ヘクタールを準工業用地でまた新規に分譲するという情報もあって、ラピダス特需が生まれているという現状ですけれども、やはり企業が来ることによってその地域に雇用が生まれて、そこに関係する仕事も生まれて人も増える。

その中で、執行方針でもありますように、誘致活動に努めていきたいと書かれておりますが、そこでお伺いしたいのは、空知団地の北海道と美唄市との連携とありますが、具体的にどういった連携なのか、またPRはどいうったことを行っていくのか、誘致した後の支援体制など何かお考えありますでしょうか、そちらお伺いできればと思います。

●議長

答弁を求めます。町長。

●町長

空知団地等に限らないのかもしれませんが、企業誘致の状況ということだと思います。まず1点目の空知団地の北海道と美唄市との連携の中身ということですが、空知団地への企業等の誘致を積極的に推進するために、奈井江町長と美唄市長に加えて、両市町の商工会、商工会議所、そして農協の代表者によって構成する「空知団地企業誘致推進会議」を設置しております。

これ団地造成のときからもう30年以上、40年近い歴史を持っていると思いますが、この推進会議には、経済産業省の北海道経済産業局、そして北海道の経済部が参与として参画をしている状況です。これら関係機関の連携の下に、空知団地への企業誘致に向けて取り組んでいるというところであります。

推進会議の主な活動については、首都圏で開催される国内最大規模の展示会に出展をして、空知団地が有する優位性のPRをはじめとした、参加企業の情報収集やデータセンターを含めた誘致活動を実施しているほか、空知団地への視察受入れなどを行ってきております。

また、地域未来投資促進法に基づく「基本計画」について、本町と美唄市が共同で策定しており、この地域経済を牽引する町内企業に対して、税制や金融による支援や規制の特例措置など、国、道、町が一体となって支援を行っているところでもあります。

2点目の分譲に向けたPR方法についてでありますけれども、現在、空知団地企業誘致推進会議において、パンフレットや空知団地の公式ホームページを作成しPRを行っているほか、国の用地情報検索サイトである「Jビジネス土地ナビ」というのがありますが、これをはじめとして、北海道や日本立地センターが作成している「工業団地・産業用地ガイド」、これらに団地の情報を掲載しているところでもあります。

また、北海道を通じた企業からの用地情報の紹介に対して、積極的に情報提供を行っ

ているほか、北海道東京事務所などへの訪問を通じて、分譲に向けたPRを実施しております。

3点目の誘致後の支援体制についてであります。空知団地への工場などの新增設に対し、「奈井江町企業立地条例」に基づく本町独自の支援策として、いずれも最大、投資額に対して1,000万円、用地取得に対して4,000万円、そして雇用に対して2,100万円などの助成を実施しているほか、課税免除についても制度化をしているということでもあります。

また、これまでの立地企業との関係性においては、従業員や住居の確保をはじめ、国などの支援制度に関する情報提供など、適時、企業訪問などを通じて情報を共有をしているということでもあります。

今ほど、議員も視察をされたということでもあります。一昨年、株式会社クリーンリバーが空知団地に進出していただきました。現在、昨年完成した試験棟で、エビの養殖に向けた準備が進められておりました。私としても、ふるさと納税の返礼品としての活用など、今後の事業展開が町の振興につながるものと期待をしているところであります。町としても、本格的な生産開始に向けて、可能な限りの支援を行ってまいりたいと考えております。

また、地震、台風などの災害リスクが低く、そして安価で広大な用地取得が可能であることなど、空知団地が持っている優位性についてしっかりとPRを積極的に行っていくとともに、美唄市をはじめ、国や道などの関係機関と連携を図りながら、企業誘致の推進に努めてまいりたいと考えております。よろしくをお願いします。

●議長

根岸議員。

●1番

今ほどありましたように、クリーンリバーさん、エビ養殖されているとことで、そういった製造業、ふるさと納税で使って返礼品として使っていただくとか、前向きに考えていただければと思いますし、言い方があれかもしれないですけど、釣った魚に餌をやらないじゃなくて、来ていただいた企業さんに何か、これからも居続けていただけるような仕組みをどんどんつくっていただきたいなと思っております。

またこちら、区画ですけれども、今残り8区画ほどになったのかなと思っております。16年前からやっと1区画売れたということですけど、今後、万が一加速したときに、町内でほかの工業団地を南幌さんみたいに新規分譲を考えるご予定があるのか、またそうなってくると、北電の跡地利用も関して絡んでいかないといけないのかなと思っておりますけれども、あちらもおそらく23ヘクタールほどあるのかなと思っておりますし、これまとめて質問してあれなのか、そちらにある例えば残灰を、その際、もし新規分譲するとしたらどう処分していくご予定があるか、お聞かせいただければと思います。

●議長
町長。

●町長
すみません、残灰というのは灰のこと…。

●1番
石炭の残りくずのような、ズリ山みたいな形になっていると思うんですけども。

●議長
町長。

●町長
まず、現在7区画が分譲中ではありますが、今現在、いろんな形での問合せがあるのは確かであります。ただ、なかなかそれが契約に結びついていくかということになると、まだ本当に状況を見なければならぬ状況でありますし、まずは、この空知団地をしつかりと分譲していくということに尽きると思います。

南幌さんが、今現在、まさに造成ということもありますが、逆に南幌の住宅団地も含めて、本当に30年、40年前に分譲して、一時期人口も増加したけれどもまた低減をしていって、まさにラピダスの波及効果、それとエスコンだとかということで、いろいろな地域の活性化の種があるということで、町としてもいろいろことを検討されているようですが、奈井江町というこの地域においてそういうことがどこまで波及するのか、そういうこともしっかりと見極めた中で、やっぱり公共の投資ですから考えていかなければならないなというふうに思っています。

そして、北電の跡地利用については、これはまだここで軽々に述べるわけにはいきませんし、すみません、あそこにある山の灰のことなのか、ちょっとまたあれですが、今既に言われてる使っていた石炭だとか、そういうものは全部きれいに整備されておりますので、発電所周辺のところは、整備はされている状況にあります。

ただ繰り返しですけども、そういうところを使って、北電さんとしてどのような形で活性化していくのか、あるいはまさに地理的な状況もあって、あそこ以外の形での産業の振興だとかということも考えているのか、こちら辺も一つ一つしっかりと共有しながら、進めていかなければならないなというふうに思っているところであります。

●議長
根岸議員。

●1番
半導体工場、やっぱり一番必要なものに水というところもありますので、この中空知

に半導体工場が来てくれるかどうかは別ですけれども、北電の跡地はすごい半導体工場の立地に最適ではないかなとも思いますし、いろいろな利活用方法を考えていただきたいと思います。

先ほどの南幌の分譲地もありましたように、今後、奈井江町がそういった企業誘致が加速する中で、長い視点で見て、分譲地の確保等もご検討いただいていたければと思いますので、その中で、先ほどの答弁にもありましたように、問合せが来るとありましたけれども、例えば問合せ内容に対しては、市内の商工業団体とかと共有とかはされているのでしょうか。

●議長
町長。

●町長

まず企業誘致に当たっては、まさに企業さんもいろいろな形での検討なので、オープンにできないということがありますから、これについては、今どことも共有をしておりません。私どもが提供できる資料、あるいは逆に企業さんが奈井江町の経済だとか、まさに商工業の状況だとか、いろいろなものを求めた場合については、これは私どもの責任でできるだけ収集してお渡しをすると。これはマナーとしてそういう形ですので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

実は、ご承知のことだと思いますけれども、今、ラピダスで非常に騒いでいるというか、ラピダスを中心として議論がされてますけれども、かつて、これも30年以上前になりますが、苫東にトヨタが立地し、いすゞが立地したときに、じゃあそれに対する関連産業が、とりわけ同地域にどう広がっていくのかということのを期待して、道も条例の整備でありますとか、それぞれの周辺地域も工業団地の造成とかがってしたのは事実であります。

それがどういう形で、まず苫東のベルト、道央ベルトのところで波及をし、そして地域に広がっていくのか。まさにそういうことも含めて、奈井江町の空知工業団地が、素形材、いわゆる鋳物ですとか、そういう工場を北海道で何とか関連産業として誘致できないかということで、空知団地を位置づけして企業誘致をし、また栗山とかもバックアップしてくれたということもありますが、現実の話、この空知管内では、岩見沢、赤平に1社ありますけれども、あと、妹背牛町の今の工場さんとか、限られたところで、既存の工場がそれにどうやって関係性を見出していくかということにとどまっているのか、でも、とてもすばらしいことなんですけれども、そういうのが実態でありまして、今、議員がご指摘のように、新たにそういう形の半導体産業が立地するかというと、かなり難しい問題なのかなと思います。

半導体産業そのものについても、一定の設備投資が終わってキャパが埋まれば、そこで終わるわけですね。だから、それに対する関連産業がどうなのかということが次のテーマになってくると思いますし、いろんな課題がありますから、それがまさに、繰り返し

返しますけれど、この空知までどうやって届くのかということも見極めないと、軽々には議論できないことなのかなというふうに思ってます。

●議長

根岸議員。

●1番

その企業単体ではなくて、関連産業にどう波及するかというのがすごく大切なことだなとは思いますが、問合せが来た企業も、企業さんのお許しが出るのであれば、例えば、町内業者と情報を共有しながら、もしかすると町内業者に親和性が高いような業種もあるのかもしれないので、そういった場合、そことひも付くことによって誘致の決め手になったりということもあるかもしれないので、随時、もし可能であればそういった共有をしていただければなと思います。

今後、北電の火力発電所もなくなったことで、そこにまつわる雇用が喪失される中でも、新しい企業が生まれて、新しい雇用が生まれて、町ににぎわいが生まれることを祈念しておりますので、こちらのほうどうぞよろしく願いいたします。

2番目の質問、こちらで答えさせていただきます。

次に3番目となりますが、こちら、教育行政執行方針の2ページにあります、令和7年度に向けた中学生を対象とする公設塾の創設に向けた取組について質問させていただきます。

奈井江町では、2021年から、小学校3年生から6年生を対象にした公設塾ななかま、こちら行っていますが、とてもすごくよい取組だと思いますし、今回の対象拡大もすごく喜ばしいことだと思っております。

そして方針の中にも、通塾に係る保護者の負担を軽減という文言もありますけれども、おっしゃるとおり、自分も子育てしていたときは、中学校のときは夕方塾に送って夜迎えに行くような生活を送っていました。今だと、共働き世代が増えている中でも、送迎もなかなか負担であったりしますので、その中、町内で塾など教育の機会が増えるということは、とてもうれしいことだと思っております。子育て世代の移住・定住にもつながるのではないかと考えております。

そういった中で、令和7年の創設に向けてと方針の中にありますが、講師の確保を今後どう考えているか、中学生対象の公設塾にどういった成果を目指しているか、また、今後のスケジュール感がありましたらお教えください。

●議長

答弁を求めます。教育長。

●教育長

おはようございます。定例会出席、大変お疲れさまです。

子どもたちの学びにつきましては、「学力の基礎・基本の定着を図ること」。そして、「子どもたち一人一人が、自分で学ぶ芽を育てること」が重要だと考えております。

また、今ほど根岸議員からもありましたが、現状、塾に通う生徒のほとんどが町外という現状にありまして、町内で中学生向けの公設塾を運営することは、保護者負担の軽減だったり、ひいては移住・定住施策の一環にもつながると考えているところであります。

さて、過日行いました中学1、2年生を対象とするアンケートでは、平日の家庭学習の時間が、1時間以下が約4割、1時間程度が同じく4割、2時間以上頑張っている生徒は全体の15%程度にとどまっている状況です。

小学校の公設塾ななかまは、創設時に目指していた家庭学習の習慣化という点では、中学校に上がっても継続されている一方で、今年度の全国学力・学習状況調査におけます中学3年生の全道、全国との正当率の差については、10ポイントの乖離が見られるという状況です。

従前から奈井江町教育委員会が掲げます、小中学生に望む家庭学習の目標時間について申し上げますと、小学校では学年掛ける10分プラスアルファということで、6年生だったら1時間ぐらい、5年生だったら50分ぐらいということですが、これが中学生になりますと、学年掛ける10分に60分を足しますので、中1の生徒さんだったら70分とか、中2だったら80分というようなことになって、大きく増えることとなります。

目標時間に足りない中学生が過半数以上という現状にあるため、放課後、公民館において、家庭学習時間の確保と効率的な勉強を行っていくためのサポートを行う中学生向けの公設塾を、令和7年度に向けて創設しようとするものであります。

そこで、根岸議員から1点目の質問にありました講師の確保であります。塾運営の一番の肝は、意欲的な講師の確保だと考えております。地域おこし協力隊制度などを活用して、ななかまと同様に、教育関係のシンクタンクに募集とそれから講師の研修などについて手伝っていただきながら、数学と英語、またAI支援型のドリルの活用も視野に入れて、ITにも明るい講師2名を雇用したいと考えているところであります。

2点目の成果目標についてであります。生徒さん一人一人の学力の違いがありますので、一概に何を何点といった数値目標を立てることは難しいのかなと考えておりますが、現状、先ほど申し上げた全国学テの全道との乖離がちょっと大きいと思っておりますので、そこを縮めるようになっていければというふうに考えているところであります。

それと、3点目の今後のスケジュールであります。新年度に入りましたら、6月頃より講師の募集を開始をして、一方で、中学生の場合は部活動に加入している、してないといった下校時間の違いもありますので、子どもたちのニーズに合った塾となるように、中学校とも十分協議を行いながら、令和7年4月の開設を目指していきたいというふうに考えているところであります。

●議長

根岸議員。

● 1 番

ありがとうございます。

今ほど基礎的学力の向上といったようなことで、ご答弁いただきましたし、令和7年ということで、これからぜひ保護者の方の意見等も抽出しながら、組み立てていきたいと思っております。

最近だと出身地ガチャという言葉もあって、地域の教育格差など、生まれたところでもう将来が決まってしまうという言葉もありますので、地方にいながらにしても、新しい教育や様々な体験に触れられる機会を今後も創出していただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

私からは、こちらで今回の総括質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

● 議長

以上で、根岸議員の総括質問を終わります。

(1 0 時 3 2 分)

(2 . 2 番 星 議 員 の 質 問 ・ 答 弁)

(1 0 時 3 2 分)

● 議長

引き続き総括質問を行います。

2 番 星 議 員 。

(2 番 登 壇)

● 2 番

おはようございます。2 番 星 厚 早 だ す 。 通 告 に 従 い 、 町 政 執 行 方 針 か ら 防 災 と 交 通 安 全 対 策 に つ い て 、 町 長 に 質 問 し た い と 思 い ま す 。

ま ず 、 質 問 に 先 立 ち 、 令 和 6 年 1 月 1 日 、 1 6 時 1 0 分 頃 、 石 川 県 能 登 地 方 に お い て 、 マ グ ニ チ ュ ー ド 7 . 6 の 震 度 7 の 地 震 が 発 生 い た し ま し た 。 こ の 地 震 に 関 連 し て お 亡 く な り に な ら れ た 皆 様 の ご 冥 福 を お 祈 り 申 し 上 げ る と と も に 、 被 害 に 遭 わ れ た 全 て の 皆 様 に お 見 舞 い 申 し 上 げ ま す 。

そ れ で は 、 質 問 に 移 り た い と 思 い ま す 。

1 つ 目 は 、 災 害 時 に 災 害 弱 者 と な り 得 る 高 齢 者 、 障 が い 者 に 対 す る 福 祉 避 難 所 の 増 設 に つ い て お 聞 き し ま す 。

私 たち が 住 む 奈 井 江 町 で も 、 文 部 科 学 省 地 震 調 査 推 進 本 部 の 資 料 に よ る と 、 近 く に

2つの活断層帯があります。一つは、増毛山地東縁断層体、沼田町から月形町に至る約60kmの活断層帯です。もう一つは、沼田、砂川付近の断層帯、沼田町から砂川市に至る約38kmの活断層帯です。いずれの活断層帯もマグニチュード7.5程度の地震が発生する可能性がある」と表記されています。

町政執行方針にも、防災に対する備えと対策が重要とうたわれています。当町においても、防災訓練の実施や町民を対象に防災セミナーを開催し、図上訓練を実施するといった内容での防災の取組が積極的に進められています。

災害が一たび起きれば、日常生活で支援を必要とする高齢者や障がい者は、災害弱者となる可能性が高いと思われます。当町でも、避難行動要支援者は300人を超えているのが現状で、唯一福祉避難所として社会教育センターが指定されていますが、災害時に道路の破損も予想されますので、ここ1か所のみならず、複数に福祉避難所の開設を考えるべきではないかと思いますが、町としてのお考えをお聞きしたいと思います。

2つ目は、防災訓練の厳冬期における実施に関する質問です。

今回の能登半島地震では、対策の甘さが指摘されています。初動の遅れ、物資の搬入、備蓄の欠如です。日頃から、災害の備えと対策・対応は欠かせられません。

北海道では、大規模な地震災害が真冬に発生したことがなく、厳冬期の防災訓練が足りません。厳冬期における、より一層の防災訓練の強化を図るべきではないかと思いますが、町としてのお考えをお聞きしたいと思います。

以上です。

●議長

答弁を求めます。町長。

(町長 登壇)

●町長

星議員からは、安全安心に進み続けるため、防災と交通安全対策の中で、とりわけ防災に関してのご質問かと思えます。

まず、1点目の福祉避難所についてでありますけれども、当町では、平成29年に内閣府令で定める基準に基づいて、「社会教育センター」を福祉避難所として指定をいたしております。

この内閣府令の基準ですけれども、高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者の円滑な利用を確保できる体制が整備されていることということで、必要な資機材・施設整備の確保が求められております。

2つ目には、災害発生時に要配慮者が相談し、または助言、その他の支援を受けることができる体制が整備されていること。

3つ目に、災害発生時、特に主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が、可能な限り確保されていることということであります。

これらの基準を基に、社会教育センターは、スロープでありますとか障がい者用トイレなど、バリアフリー化されていること、医療施設・防災備蓄倉庫との距離が近く、配慮に対する措置が迅速に行え、また、他の指定避難所と比較して、大小会議室など個室が可能な構造である。状況に応じて、生活環境や配慮に合わせてレイアウト対応が可能である。これらのことから、指定避難所7か所のうちから、福祉避難所指定施設として選定をしたところであります。

今後においては、現状、避難行動要支援者が、今、議員も指摘のとおり300人を超えている状況にありますので、他の一般指定避難所との個数等も勘案しながら、いま一度、基準に照らして検討してまいりたいと考えていますけれども、まずは、現在選定しているこの社会教育センターについて、福祉避難所としての防災対策に努めていくことが大切なのかなというふうに思っております。ご理解をいただきたいと思えます。

次に、厳冬期における避難訓練ですけれども、本年1月1日、能登半島地震が発生し、被災地では厳しい寒さ、停電、断水といった生活が余儀なくされています。

近年、今ほど議員がご指摘でありますけれども、この地域でも活断層がありますけれども、全国各地で地震が発生している状況の中で、私たちが住んでいるこの地域も、地震等の災害がいつ襲ってくるか分からない、そういう時代でもあります。

自然災害は、発生自体を防ぐことは難しいのですけれども、北海道でも厳冬期に大きな災害が起きたときのことを考えると、日頃からの備えを大切に、災害の被害を最小限に防止することが大事であると痛感しているところであります。3月の広報紙にも一部掲載をさせていただきました、厳冬期の備蓄品としての石油ストーブ、毛布、アルミマット、寝袋などを用意しております。

現在、厳冬期の訓練は予定をしておりますが、当町においても、令和4年8月に開催した奈井江町地域防災セミナーにおいて、専門家による避難所運営に関する講話と、真冬に直下型地震が発生し、ガスなどが使えないという想定に沿って、様々な課題をグループで話し合っ解決をしていく「防災カードゲーム」を地域の方に体験をしていただきました。

また、同じ4年の12月に滝川市で行われた、北海道主催の厳冬期における大規模地震・雪害による災害の発生を想定した北海道防災総合訓練に、職員も参加をさせていただいております。

奈井江町においては、幸いにして胆振東部地震以降、大きな災害は起きていませんが、災害時にはその災害の状況によって、実態に合わせて避難所の開設場所や人員も含めて対応していくこととなります。ご理解を賜りたいと思えます。

いずれにいたしましても、日頃から災害の備えと対応が欠かせない時代でありますので、今後においても、厳冬期の災害対策を含め防災セミナー等において、町民の防災意識の高揚を図ってまいりますので、改めて、皆様のご理解とそしてご協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

●議長

星議員。

● 2番

ありがとうございます。天災は忘れた頃にやってくるという箴言にもありますが、いつ何ども対応できる柔軟性のある避難行動を、日頃から町民の皆さんと取れるようにしておかなければならないと思います。

特に今、厳冬期の災害は、ただでさえ命の危険性が非常に高いと思います。直接の被害も大きいんですが、それに関連した被害もより多くなると思われます。

だからこそ、できるだけ多くの町民が、積極的に厳冬期の防災訓練に参加しなければならないと思いますが、日頃からの防災意識を高めるための防災セミナーや図上訓練といった取組もありますが、より一層身近に、町民が参加できる方法はないでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

● 議長

町長。

● 町長

まさに今日、3月11日でありますし、昨日も特番をやって、今なお13年たっても、まだ災害は続いているんだという報道もありますし、まさに、能登の皆さんはその渦中にあるわけであります。本当にこの厳冬期でありますから、かの人たちがどれだけ大変な思いをしているのかということも、痛感をするところであります。

また私ごとですが、能登で避難生活をしている友人が、数か月ぶりで自宅で、やっと道路が開通して戻って、玄関が壊れているんだけども1日泊ってみたら、やっぱりとても寒くて寝れる状況じゃないんだというようなことが、昨日、一昨日ですが、そんな話をしましたけれども、まさに議員おっしゃるとおり、そういう状況でどれだけ、少しでも落ち着いてというか、快適に過ごせる避難ということを求めていかなければならないのかなというふうに思っております。

本当に、今現在こうやるのがベストだということは、それぞれの地域によって、状況によって全く異なってくると思いますから、ここで明確にお答えはできませんけれども、そして時間的なものが本当はなくて、そんなことでいいのかというお叱りを受けるかもしれませんが、一つ一つしっかりと勉強させていただいて、何よりも避難をすること、そのとき、災害が発生したときに避難をすること一番に町民に意識を高めていただく、そんな啓発活動をしていきたいと思っています。よろしく願います。

● 議長

星議員。

● 2 番

ありがとうございます。ぜひ、私たちの、住民の命、財産を守るためにも、よりしっかりとした防災訓練をよろしくお願ひしたいと思ひます。

私の質問はこれで終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

● 議長

以上で、星議員の総括質問を終わります。

(1 0 時 4 6 分)

(3. 4 番遠藤議員の質問・答弁)

(1 0 時 4 6 分)

● 議長

引き続き、総括質問を行います。

4 番、遠藤議員。

(4 番 登壇)

● 4 番

おはようございます。私からは、町長に大綱 3 点の質問をお願いいたします。

最初に、観光の振興についてお伺いをいたします。

奈井江の観光といえば、真っ先ににわ山のさくら祭りが頭に浮かびます。今では町内外から親しまれる大イベントとなりました。1,800本のエゾヤマザクラが開花を迎える時期には桜のトンネルができ、とてもすばらしく、心が癒やされる気持ちになり、SNSには様々なコメントや多くの写真が飛び込んでくるようになりました。

また、にわ山の展望台からは、町並みや四季折々の変わりゆく田園風景と広大な石狩平野が一望でき、多くの人でにぎわいを見せています。また、農業者の中には、時には農作業の忙しい時期であっても、通いの田畑に行くときには、畔でお弁当を広げてお昼を取るのですが、たまには展望台に上がって、すてきな景色を見ながら昼食を取り、心もリフレッシュして午後からの作業に励むという、そういった方もおられました。

質問の 1 点目に、こうした多くの方々から親しまれるにわ山の桜をいつまでも絶やすことなく次の世代に残すために、桜の木の植樹のイベントを開催してはという質問です。

2 点目には、昨年あたりから展望台に上がると、雑木の木が、枝が伸び放題になっており、雑木の伐採や枝の剪定が必要だと思ひます。

これについて、2 点についてお伺いいたします。

● 議長

答弁を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

遠藤議員からは観光の振興ということで、にわ山の桜の管理ということだと思います。まさに、今、議員が言っていただきましたように、町民にとっても本当に身近で、癒やしの場になって定着をしてくれたのかなというふうに思います。

奈井江さくら祭りについては、平成30年から奈井江観光協会が主催となって、町の主要な観光イベントとして開催をされており、道内有数の桜の名所であるにわ山森林自然公園には毎年町内外から多くの方々が訪れていただいております。

にわ山森林自然公園における桜の植樹については、以前に第1展望台やセンターハウス前などにおいて実施したところでもありますけれども、鹿などの野生動物の食害などの影響によって苗木からの生育管理が難しく、そのほとんどが枯れてしまった経緯もあり、近年は行っていない状況であります。

現存しているにわ山の桜の木の生育状況につきましては、公園の維持管理委託業者から、特に問題はないと伺っております。また現在、桜の本数が著しく減少し、景観が維持できない状況ではない、そういう状況にはないということであり、早急な対策は必要がないものと考えております。が、長年にわたり広く親しまれ、町の重要な観光資源でもあるこのにわ山の桜について、将来にわたって景観を維持していくことが大切であるという認識は、議員と共有できるものだと思っております。引き続き、桜の状態を把握して、適切な管理に努めていくとともに、今後の維持管理に向けて、まさに専門業者さんですとか、知見者の助言を頂きながら、検討を進めていきたいなというふうに考えているところであります。

景観維持のための雑木や伐採、枝の剪定等の重要性ということであります。

にわ山森林自然公園には、公園全体で約1万本の樹木がありますが、そのうち桜は約4,600本あります。公園の緑化維持管理として業務委託をしているところであります。

過去の桜の造林の状況をずっと調べさせていただいて、昭和53年に尾上金次郎さんから、ツツジをはじめとして1万本にわたる寄附を受けて、そして公園に移植をしたところから、今の景観、その前にいろんな方々が応援をしてくれたのがありますが、大規模なのはそういう状況から始まっております。

先ほども申し上げましたけれども、当時は鹿だとかそういうものというのはいたんでしょうけれども、そこまで被害がなかったんです。野鼠駆除といってネズミの対策をすれば一定の被害が防げて、桜の木も今のような状態に育ってくれたんですが、本当に残念ながら、今はそれでは追いつかないという状況でありますので、まさに苦戦をしているところであります。

大きくなったがゆえに今現在何とかそれが維持できているということについても、ま

ずはご理解をいただいた上で申し上げますが、このにわ山森林自然公園全体で1万本のうち桜が約4,600本、そしてこの維持管理について樹木の剪定をはじめ、良好な生育が望めない桜などの支障木の伐採や冬期間の積雪で掘れた樹木の枝払いなど、自然環境の保全と安全に配慮しながら実施をしており、委託業者によって長年にわたり適切な維持管理に努めていただいていると認識をしております。

しかしながら、遠藤議員ご指摘のとおり、本当に樹木が大きく育つことによって、一部展望台からの眺めを妨げたり、あるいは景観に支障を来している箇所もあることは承知をしておりますので、雑木の対応を含めた景観の維持に向けて、これから検討してまいりたいと考えております。ご理解とご協力をお願いいたします。

●議長

遠藤議員。

●4番

ありがとうございます。桜の木を以前に植樹をしたけれど、いろいろな動物の害があったりとかして育たなかったと、そういったお話もいただきました。本当に桜の木を植樹するというのは何か大変だということは聞いております。

うちの実家ですけれども、今からもう五、六年たつでしょうか。3ヘクタールの山を伐採して桜の木を植えました。その隣のうちも多分5ヘクタールかそれくらいを、木を伐採して桜の木を植えました。そのときにやはり言っていたのが、桜の木を植えると、その、植えるのはいいけれど後の管理が大変だと、そういうことを言っておられました。

その管理をどうするかというと、500のペットボトルの上と下を切って、真ん中にちょっと切れ目を入れて、それを木の根っこに巻きつけて、そしてネズミの餌を置くらしいです。そうしたら、ネズミの被害もなく今順調に成長しているという話を聞きました。

だから、植えっ放しというわけには多分いかないというふうには認識しているのですが、やはりこれが町でやるとなると、例えばこれも、何千本もということになると大変なことで、それは望めないかとは思いますが、私の思いとしては、大体五、六十本ずつぐらいを長年にかけて次の世代に、置いていくというのか、そんなふうなことで、ささいなことでもいいのではないかなというふうに思いました。

それで、今から大体50年前後の人たち、今で大体町長の年齢の方々の年ですけれど、70前後ぐらいの人たちですね、その人たちが成人式を迎えたときに、町で一人一本の桜の木を記念に植えたという話を伺っております。現在のところ、木の大きさは、大きい木もあれば小さい木もあって様々ですけれども、大木はそれ以前にきっと多分植えて、いまだきれいに咲いていると思いますけれど、それが50年経過して今のこの景観に、すばらしい景観になっていると思います。

植樹をするとしても、そんな500も1,000本も植えるということではなくて、例えば、奈井江の町に定住されてきた方とか、子どもさんが生まれた記念にだとか、そ

れとかまた子どもたちの学校の卒業の記念にとか、何かそういったイベント的なことで桜の木が植樹できたらどうかなというふうに思ったので質問させていただきました。

今後に向けて、雑木の枝の剪定、状況を見ながら予算を計上していただいて、にわ山の景観を守りつつ、次の世代につなげていただきたいと思います。もう一回、町長の答弁お願いいたします。

●議長
町長。

●町長

ありがとうございます。奈井江町の造林事業、まさにご実家の、もう昔から森林の造林だとかいろいろご尽力いただいていることは私も十分存じ上げておりますし、繰り返しになりますけれども、今、議員が対策としてご説明いただいたことについては、ネズミ対策としては有効であります。鹿は上のほうを全部食べてしまうんですよ。それで、ここまでも、ここ何年間も本当に奇特な方がいらっしゃって、桜の苗木を頂いて、残念ながら、やっぱり1年、二、三年ぐらいまでのものであっても、全部新芽がやられて本当に大きなものでないと、逆に大きなものは持ってきて移植するということはもう困難に近いんですね。だから、今、議員がご指摘いただいたような記念樹的な行事をやるとすると、平地であれば、それは可能なことだと思いますけれども、今現在、山林の中でやるということについては非常に難しいのかなというふうに認識しております。

また、ただ、やはりどんなことをしても桜の、里山の桜は残していかなければならないわけですから、いろんなことはこれからも勉強させていただかなければならないなというふうに思っています。ご理解をいただきたいと思います。

●議長
遠藤議員。

●4番

ありがとうございます。

次に、2つ目の質問、入ります。

企業との連携と支援の充実についてお伺いをいたします。

これまで、企業の誘致についてはなかなか大きな動向はありませんでしたが、令和4年にはグリーンリバーの進出により、土地の売却がなされ、今後に向けて大きな期待を寄せるところです。

気候変動により、時期が来ると自然災害が頻発に発生し、こうした状況に危機感を持つ企業がスタートしていることや、万が一のために関連企業が共倒れしないように子会社を地方に移転させたりという動きも出てきているようです。このような中、今後の誘致活動は、待つのではなく、奈井江の強みを生かし、戦略を持って積極的に向かっていく営

業活動が必要です。

質問の1つ目として、誘致への方向性を決め、研究開発費を計上し、大学や食品加工研究所、また製造メーカーなどと連携し、誘致活動を行ってみること、2つ目は、今、農業では、世界の紛争の影響で、肥料の高騰で大変危機的な状況があります。

そこで、ライスターミナルから出るもみ殻、また北電から出された灰、奈井江浄化センターからの汚泥、パールライスから出されるぬか、微量の要素、足りないものは別として、化学肥料を減らし、これらを様々な手法により有機の堆肥や肥料などに使用し、他産地と差別化を図る取組が実現できればと、そんなふうに思います。

そういった材料が身近にあるものですから、肥料メーカーや、または北電との共同負担も必要ですから、誘致の実現に向けての考え方をお伺いいたします。ちょっと待ってください。まず、すみません、そこをお願いいたします。

●議長

答弁を求めます。

町長。

●町長

遠藤議員からの企業誘致に対してのご質問でありますけれども、国において農業資材や肥料の価格高騰による影響を緩和するために、堆肥や下水汚泥などの国内資源について、肥料として利用を拡大し、肥料の国産化や安定供給を確保するための方策が進められようとしています。そのような状況の中において、本町のライスターミナルで発生したもみ殻の一部については、もう既に堆肥化を行っているほか、石狩川流域下水道組合の奈井江浄化センターで発生する汚泥と混合して発酵させた肥料であるもみ殻コンポストを製造しているなど、様々な用途に利活用していただいているところであります。

また、石炭火力発電所から発生する石炭灰のこの9割については、既に復元材やセメント原料、再生の路盤材、道路ののですけれども、再生路盤材として再利用されて、さらには農業資源としても活用されており、北電として有効利用の拡大に向けて既に技術開発や研究に取り組んでいると伺っているところであります。

現在、国が進めている2050カーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギーの拡充への動きが活発化しており、空知団地の広大な面積に着目した再生可能エネルギー関連企業から、立地に向けた用地情報の紹介が、先ほど申し上げましたけれども、来ているというのも実態であります。

遠藤議員ご質問の、もみ殻などの支援を活用した研究や開発について、農業資材への転換を図る可能性などについては、既にその資源の多くが利活用されている状況にある中で、新たな製品を生み出すということは、製品開発に加えて製造にかかるコストなど、収益性、環境負荷といった点からも様々な大きな課題を乗り越えていく必要があります、町としてという意味では非常に難しいのかなというふうに考えております。

空知団地への企業誘致については、高速道路が近く、空港までの利便性が高いことに

加えて、先ほど来申し上げている地震、津波などの自然災害に、強いというか、比較的少ないということを勘案したときに、その特性を生かしたPRを行っていきたいというふうに考えています。

今後につきましても、国などの施策を踏まえるとともに、企業を取り巻く環境の変化をしっかりと捉えながら、積極的な企業誘致活動を着実に進めていきたいと考えていますので、ご理解をいただきたいと思えます。

●議長

遠藤議員。

●4番

ありがとうございます。確かに、身近にある、そういう、もみ殻、灰、ぬかだとか、そういうのは今再利用はしておりますけれども、奈井江の町として、こういう農業用資材ができて、そういうものが農家に還元できて、いいものが取れて、差別化ができればと、そんな思いでお話をしましたけれども、これまでコロナの影響で低調であった企業も少しずつ回復期に向かっていきます。町の強みを生かして、出向く誘致活動が重要だと思えました。

これまで、町では地方から人を呼び込むために、移住定住対策として住宅に対する補助や教育と子育ての充実などの施策を打ち出してきました。奈井江に足りないものは、働く場が少ないこと、そしてほかの地域に住んでいる若い人たちに話を聞くと、内容を見ると、奈井江の魅力はたくさんあっていいけれど、それだけでは定住ができないと、生活を築くための働くところがないと、そういったお話を聞きました。

また、奈井江から地方へ就職された若い人たちは、地元の仕事があれば戻りたいと考えている方も意外に多いと聞きました。

今後、誘致活動がもう少し進み、活気づいてくれればとの思いがありますけれども、もう一回、町長の答弁をお願いしたいと思います。

●議長

町長。

●町長

今、議員がご指摘のことについては、全国的な課題かなというふうに思っていますし、雇用の場がないということ、求める職種が多様であるがゆえになかなかそれに応える事業体としてのがないということも大きな実態かと思えます。地元の企業さんも、逆に、非常に雇用の確保に苦戦をしていて、あえて名前も挙げませんけれども、全国各地から募集をし、仲介料を払ってでも来ていただくというような状況が続いている状況ですから、本当にそういう意味では近隣の首長からも奈井江は羨ましいということを言われているんですけれども、働きたいという、その側が本当にいろんな職種につきたいということ

もあって難しいところにあるということでもありますし、何よりも、札幌からもやはり東京に流れていくという実態を考えると、近々、小手先の施策がなかなか難しいのかなというふうに思っています。まさに、奈井江町の自然観光だとか、いろんなどころに魅力を感じて移住定住をしていただく、そのときになりわいとしてしっかりとここに、地に足をつけて生活をしていける、そんな環境づくりが必要だと思っていますので、議員おっしゃることについても十分理解いたしますので、いろんな形で企業の立地に向けた努力を続けていきたいと考えています。

●議長
遠藤議員。

●4番
分かりました。ありがとうございます。

ちょっと、少し余談になりますけれども、町長の答弁は求めませんが、少しお話をさせてもらいたいと思います。

奈井江町にとって、北電の撤退については非常に大きな痛手になります。過去にはダム建設があり、地元の改修も終わり、道路の整備も整い、調査もある程度、終盤を迎えた矢先、中止となりました。今、この時代になって、気象の変動や自然災害の状況を見ると、水や電気の重要性は非常に高く、再開ができないのかといった思いで少しお話をいたしました。滝里のダムも、夏になると家庭の水の制限だとか、水田の水が足りなくなるだとか、そういった情報も流れてくるようになり、そういった、もう駄目になったダムを再開できないのかと、そんな思いであります。当時としては、早い段階から水力発電も視野に入れての計画であったと、地元の方から伺っております。

今、北電では、未利用の河川の河川水の活用など進める方針を示しているため、水力発電の可能性について北電と協議をいただきたいと思いました。

また、町の活性化に向けて、もう少し輪を広げて様々な観点から議論をしていただければと思い、質問を終わります。

3番目に、地域おこし協力隊についてお伺いをいたします。

この事業は、都市から地方へ移り、地域の活性化を図り、そのブランドや地場産品の開発やPRに従事し、その地域への定住や定着を図る取組とあります。また、地域で住むことにより、自分の理想の暮らしや生活を見つけ出す、とても良い機会だとも言われています。

奈井江町では、これまで各分野で様々な活動が展開され、町なかを大いに盛り上げていただいております。町民の皆さんからは、とても楽しまれていることも伺っております。

質問の1つ目に、本年の採用予定の人数や活動内容と、本年任期が終了する方もおられるようですが、全部で何人の隊員になるのでしょうか。

2つ目には、全国的に定住率がどのようになっているのかを調べると、事業開始から

やがて10年が経過をしました。約6割の方が定住をされているようです。活用次第では地域力に差が出てきているという現状もあるようでしたが、本町として、任期後の定住についてどのように考えるのでしょうか。町長の答弁を求めたいと思います。

●議長

答弁を求めます。

町長。

●町長

3番目の地域おこし協力隊ということであります。

まず、先日の大綱質問でもご説明をさせていただきました。地域外の人材を活用する動きとして、首都圏や都市部の人口集中化の抑制策、また企業のセカンドキャリア支援の取組などを反映して、地域おこし協力隊や地域活性化起業人といったこれらの制度活用は、全国的にも増加をしております。本町においても、国の財源を活用しながら、地域外人材の活用をこれからも積極的に進めてまいりたいと考えているところであります。

そこで質問にあります、令和6年度の協力隊の採用人数と活動内容ということだと思います。令和6年度の地域おこし協力隊の採用予定者数は、協力隊の退任に伴う補充が2名、ですから2名退任するというので、新規の募集や現在実施している事業の拡充に伴う増員が6名、合計8名を予定しており、令和5年度から引き続き活動する協力隊員と合わせますと、合計で14名となる予定であります。

退任に伴う補充2名につきましては、公設塾と読書推進事業における協力隊員の退任に伴うもので、それぞれ1名を補充してまいりたいと考えているところです。

また、協力隊員6名の増員については、一つにはまち中音楽事業の推進として2名を文化ホールに配置し、みなクルを拠点としていた協力隊3名とともに、音楽イベントや情報発信、コンチェルトホールの音響や照明操作、貸館の管理業務など、また幅広い年齢層から公表いただいておりますが、コンディショニング事業については、担当トレーナー1名を追加したいと、そしてさらには共奏ネットワークが主催する各種イベントの実施、町内外への情報発信の強化など、共奏ネットワークの事業に幅広く関わってもらうために、3名の地域おこし協力隊を共奏ネットワークに配置していきたいと考えています。

2点目の地域おこし協力隊の定住ということですが、地域おこし協力隊制度については、ご承知のとおり、都市部から過疎地域に生活の拠点を移し、地域おこしの活動を行いながら、退任後にその地域への定住・定着を図る、こういう制度であります。町といたしましても、協力隊員が町に愛着を持ち、退任後も活躍の場を見つけ、定住してもらうことは重要と考えており、退任後の活動につながるよう副業も認めております。

また、退任後の定住・定着に向けた支援も重要であると考えておまして、活動経費の範囲内で、定住に向けた研修、資格取得、環境整備等の経費に活用できるほか、任期2年目以降は退任してから1年以内の期間を対象として、起業や事業承継に必要な設備

費、備品費、土地・建物賃借費など、これらの経費や定住するための空き家の改修費用も、国の財政措置の対象とすることができるようになっております。

現在、生涯活躍のまちで検討しております、空き店舗を活用した起業支援制度が確立を、この制度の確立と組み合わせることも可能かなというふうに考えているところでもあります。

いずれにいたしましても、まずは地域界からの視点を持って培ってきた、その方がこれまで培ってこられたこのノウハウで地域を再発見してもらい、そして活性化してもらうことが最も大切なことだと考えておまして、これからも取り組む事業や内容に応じて、専門的なスキルを考慮した採用を優先して考えたいと思っています。

制度の趣旨に基づいて、定住・定着にも配慮した募集を進めてまいりたいと考えていますので、ご理解をお願いいたします。

●議長

遠藤議員。

●4番

ありがとうございます。協力隊は全部で14人ということで、今年退任される方が2名、残念ですが、奈井江の町に定住していただければと思いましたが、少し残念だなというふうに思っております。

それと、コンディショニングの利用者の方が、いや、利用される方にとっても、これ、運動が人気で、1人増員したということで、これもまた住民の健康維持のためには非常にありがたいことだなというふうに思って聞きました。

隊員の任期の定住について、これまで早いうちからいろいろと議論をされているんだなということを伺いました。なるべく協力隊の方にどのような施策があると定住にこぎつけられるのかを、まだ、一層思案しながら、今後の地域おこし協力隊の皆さんの活動を期待しながら、これで質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

●議長

以上で、遠藤議員の総括質問を終わります。

ここで、25分まで休憩といたします。

(休憩)

(11時16分)

再開

(4. 3番篠田議員の質問・答弁)

(11時25分)

●議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

なお、少し足元が涼しいということなので、出入口は閉めさせていただきます。
それでは、会議を進めてまいります。
引き続き、総括質問を行います。
3番、篠田議員。

(3番 登壇)

●3番

おはようございます。私のほうは3点ほどお伺いしていきたいと思います。

まず1点目は、町立国保病院の安定した経営についてということで、病院の経営状況は、経営強化プランで記載されているように、令和元年度決算より財政健全化法による資金不足が発生し、あり方検討委員会の答申等に基づき、経営改善の取組を進めてきているが、資金不足の解消には至っておらず、令和4年度決算における資金不足比率は12.5%と、全道一悪い数値となっている。このような状況下で、令和5年度、新たに経営強化プラン、対象期間は令和5年度から令和9年度の5年間を策定し、計画期間中の経営黒字化を目指す計画であり、町民の皆さん方にも、先月、この計画に対する意見公募を実施したところです。

この概要版を読んで、なぜ資金不足になり、町がどれだけ不足分を出しているのか、これだけでは分からなく、ただ、皆さんが肌で感じていることは、病院の外来は午前中、曜日によりますが、外来患者が来られているようですが、午後は予防接種や小児科の日以外は閑散としております。なくなると困るという方が多いのも実情であります。

人口が5,000人を切り、外来患者も減少傾向にある中で、広報3月号で病院の診療体制、4月からの分ですけれども、変更が掲載されておりますが、整形外科常勤医は3月に定年退職をされ、4月からは週4日、内科常勤医はそれぞれ週2日の勤務となっております。4月から医師の働き方改革がスタートしますが、これらの関係もあるのか分かりませんが、改革にどう取り組んでいるのでしょうか。

1つは、経営強化プランでの取組項目は15項目ほどありますが、あり方検討委員会の答申を今後どう取り組んでいくのか。

2つ目は、医師の働き方改革がこの4月からスタートしますが、課題等はあるのでしょうか。

この2点について、お伺いしたいと思います。

●議長

答弁を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

篠田議員からの病院経営の安定についてのご質問であります。

冒頭、全道一収支の状況が悪いというご指摘でありますけれども、あえて一般会計からの繰入れを抑制しているということもありまして、こういう状況になっているのはご理解いただけたと思います。

他の自治体においては、既に、議員ご承知のとおり、赤字部分について多くの一般会計からの繰出しをして、収支の改善をしているのが実態であります。ただ、それが果たしていいのかどうかということで、まさに再三にわたって、議員の皆さんにもご説明を申し上げてきましたけれども、町民の皆さんに病院の実態を少しでも理解していただくと思って、今、こういう形で取り組ませていただいているということ、あえて申し上げておきたいと思っております。

議員ご指摘のあり方検討委員会の答申が、令和2年12月21日に受けており、可能なものは令和2年度から逐次着手をしております。大きなものとして、薬局を院外調剤へ切り替えたこと、また、眼科の診療回数を週3回に減じたことなどがありますが、それ以外にも診療報酬の適正算定、診療材料、経費の縮減など、答申により示された項目について、順次取組を進めてきております。

病床種別の複合化など、答申のあった項目の一部については、対象となる患者数の状況分析や実施した場合の費用対効果の検証などを行った上で見送りとしているものもありますが、令和4年度末の時点で、答申にあった全ての項目について、実施または検討を行っている状況であります。

答申を受けた以降、コロナ禍や医師の退職など想定していない困難な状況が続いたため、現在のところ、令和元年度から続く資金不足の状況を解消することはできておりませんが、引き続き、このあり方検討委員会の答申や経営強化プランに基づく経営改善について、院内で協議しながら進めていきたいというふうに考えています。

2点目の医師の働き方改革による課題についてですけれども、医師の働き方改革については、本年4月より開始となりますが、時間外労働の上限時間により5段階の水準が設けられており、該当する水準によっては手続が必要となります。

当院の常勤医師については、時間外労働時間が一般労働者と同程度の年960時間を超過する状況ではないことから、A水準に該当することとなり、この場合は特に手続の必要はなく、勤務等についても、これまでどおりに行うことができます。

また、北大等からの派遣医師については、基本的に派遣先である当院での実働時間が、派遣元での労働時間に含まれることとなります。このため、実働を伴わない宿日直勤務の取扱いが重要なポイントとなり、仮に宿日直時間が労働時間と認定される場合は、派遣元での勤務にも影響を及ぼすこととなりますが、当院の夜間・休日の勤務状況については、救急外来と病棟の急変患者対応を合わせても、1日当たり0.3人程度の患者数ということであって、その対応時間についても、30分から1時間程度であることから、昨年、労働基準監督署に宿日直許可の申請を行い、当院における宿日直勤務について、労働時間から除外することができるという許可を頂いたところであります。

これによって、派遣元の勤務時間から当院の宿日直時間が除かれることとなるため、

医師の派遣について、これまでどおり継続していただけるという状況になっておりますので、今現在、特に課題はないかと捉えております。

以上、答弁とさせていただきます。

●議長

篠田議員。

●3番

あり方検討委員会から出された答申など、全て調査研究をしながら取り組めるものは速やかに取り組んでいるのでしようけれども、さらなる努力をしていただきたいなと思うところがございます。

それと、病院施設自体、医療機器もそうなんではようけれども、建物ももう29年も経過していて、かなり改修をしなければならぬところも出てきているのかなと思われるます。今後、これらの部分の経費や何かも当然かかってくるわけですから、今できることを、やっぱり医師の先生方が中心になって、みんなで取り組んでいかなければならぬのかなと思われるますので、ぜひその点については十分内部で検討しながら、今やれることをどんどん進めていくような方向で取り組んでいただきたいと思ひます。

●議長

町長。

●町長

議員ご指摘のとおりでありまして、かねてから議員からも施設の老朽化に対する計画的なものということもご指摘いただき、それに対して、まさに計画的に対応していきたいということで答弁もさせていただいた経過があろうかと思ひます。そして今、病院のチーム全体でという話もありましたが、本当におかげさまで、今、経営委員会という中でやっていますが、過去においては、正直、先生方、ドクターの参加というのはなかなかなくて、事務方にある意味任せ切りという状況がずっとあったんですが、最近先生方全員出ていただいて、本当に積極的な発言、自分たちがやれることは何なんだろうというような視点で、一緒に協議に加わっていただいています。

看護スタッフそれぞれの部署で、それぞれが自分たちができることを一つ一つ点検しながら、今、改めて、少しでも経営の改善に努めるよう努力していただいている状況であります。これらも、あり方検討委員会だとか、そんな形でご指摘をいただきながら、それが職員全体に少しずつですが浸透していったことの現れだと思ひますから、これを改めて、もう一回確認しながら、引き続き頑張っていきたいと思ひます。ぜひ、ご理解とご協力をお願いします。

●議長

篠田議員。

● 3番

病院はやはりなくなつては困るというような住民も多くおられます。また、うちの町は、開業医の先生方と医療連携を結んで、いろいろとやっておりますので、ぜひ町立国保病院が中心となって、いろいろな形で住民の健康管理にも尽くしていただくことを切にお願いしたいと思います。

次に入りたいと思います。

2点目ですけれども、地域包括ケアシステムの推進についてということで、当町の第9期高齢者福祉計画並びに空知中部広域連合の第9期介護保険事業計画で、令和7年度に介護老人保健施設、健寿苑ですけれども、これが廃止され、令和8年度に、この施設は看護小規模多機能型居宅介護に変更開設、また令和7年度に介護老人福祉施設、やすらぎの家ですけれども、こちらが20床増設の予定と報告がありました。この両施設は、平成29年度に、町営から民営に移管され、7年が経過しておりますが、奈井江町にふさわしい地域包括ケアシステムの構築に、介護の分野で民間事業者を取り入れ、現在に至っております。

そこで、1つは、介護老人保健施設、健寿苑の移管後の、これまでの入所者等の経過と現状についてお聞きしたいと思います。

それと、2つ目は、現在入所されている方々への今後の事業所の対応はどうなるのか。

3つ目は、町としての今後の対応はどう考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

● 議長

答弁を求めます。

町長。

● 町長

篠田議員から、地域包括ケアシステムの推進についてのご質問であります。

介護老人保健施設についてのご質問であります。高齢化の進行や人口減少、地域の支え合いの仕組みが希薄化するなど、高齢者を取り巻く課題が多様化をしており、今後も行政、関係機関、地域住民が一体となって対応する地域包括ケアシステムの一層の推進が重要であると考えています。

介護保険事業計画及び高齢者福祉計画の策定に合わせて、介護事業団から施設の在り方について相談を受けているところでありますが、1点目の介護老人保健施設の入所者の経過と現状ということだと思います。

過去3年間の状況であります。令和2年度の稼働率は90%、令和3年度から5年度は各年度96～97%の稼働率を維持しており、入所者の内訳としては、令和2年度において、町内の方が平均34名で68%、町外の方が平均で16名、32%の入所の

利用でありましたけれども、令和5年度の状況では、町内の方が平均22名、44%、町外の方が28名で56%と、老人保健施設の当町の利用者数は減少している状況にあります。

中間施設である介護老人保健施設は、在宅への復帰を目標に、医学的管理の下、心身の機能回復や活動の向上を行う施設であります。入所者の状況として、約半数は特別養護老人ホームの待機者となっており、入所期間が長期化していること、リハビリ等を強化し、在宅復帰を目指すものの、退所に至らず理想とするところと現実との乖離が生じている状況にあること、また、医学的管理を行うための医療スタッフ、特に医師の確保が将来的に困難になる可能性があるなどの報告を受けております。

現時点において、具体的な内容は何も決定しておりませんが、今後、老人保健施設の定員を段階的に減らし、特別養護老人ホームの定員を増床すること、新たな施設として看護と介護を一体的に提供できる看護小規模多機能居宅介護、これを整備して、地域の医療ニーズに対応できる運営をしていきたいと、その意向が示されたところであります。

2点目に、入所者の対応などについてですけれども、事業所からは、現在入所されている方及び家族の希望を聴取して対応していくこととし、特別養護老人ホームを希望される方は、空知中部広域連合管内の中重度要介護者を優先して入所移行をする予定と聞いております。また、軽度要介護者には、看護小規模多機能居宅介護サービスや様々な既存サービスを利用しながら、在宅生活への移行を進めて支援することや、他施設の紹介を行うなど、現入所者が困らないよう対応していく予定であるとの報告を受けております。

施設の移行期において、新たに入所申込みを希望される方も想定されますが、対象者のニーズにより対応が異なることや、施設の用途変更の時期にもよることから、移行のスケジュールなど、具体的な協議内容が見えてきた段階で、そうした課題等も申し入れていく必要があると考えております。

町としての対応はということですが、今回の計画の中には、サービス量と給付の見込みについて、老人保健施設の利用減と介護老人福祉施設及び看護小規模多機能の利用増を盛り込んでおりますが、決定事項ではなく予定としており、状況に合わせて、事業所として責任を持って、入所者や住民対応を行っていただく必要があると考えております。

いずれにいたしましても、相談のあった介護サービス内容の移行については、来年度以降、日本介護事業団が国や道への申請・届出等の手続を進める上で、具体的な協議内容が見えてくるものと思われ、また改めて協議の場を設けて確認をし、町として必要なことを申し入れていく予定であります。よろしくご理解いただきたいと思います。

●議長

篠田議員。

●3番

この健寿苑、保健施設の関係につきましては、先ほどもお話ししましたように、平成

29年度、民営に移管するに当たって、議会のほうも特別委員会を設置しながら、十分協議を検討しながら、民間に移管をしていった施設でございます。入所者のみならず、町の職員であった者も、こちらの施設のほうに移ってもらった方々も多々いる中でございます。

お聞きをしますと、入所者の状況も、ほとんど満床に近い形で運営はされてはおりませんけれども、地元町内の方は減ってきているのかなとは思いますが、いずれにいたしましても、今後、どういうふうに決まっていくかはまだ予定ということでございますので、スケジュール等については、どうなるか分かりませんが、入っている入所者の方々への、家族も含めてきちとした説明をしていただいて、対応をしていただきたいなと思いますし、また、ここに勤めている職員も、今度、配置替えや何かが出てくるのかなとも思われます。職員の皆さん方にもきちとした説明をしてあげて、スムーズな形で動いていただければなと思います。

人口も減ってきている中で、こういう形になってくるのでしょうかけれども、十分その辺の対応について、町としても事業者さんのほうにお伝えをしていただきながら、町民の皆さんが安心して暮らせるような形に持って行っていただきたいなと思いますけれども、再度その点について、よろしくお願ひしたいと思ひます。

●議長

町長。

●町長

利用者の方が、またそのスタッフがということについては、当然、事業所として責任を持って対応すべきものだと考えておりますし、まず、この過疎地域だからということではなくて、今、これたまたまですけれども、2月10日付の国保新聞なんですけれども、全国の介護老人福祉施設、いわゆる特老については、令和3年度に対して、全国ベースですけれども、令和3年度で8,414施設あります。これが令和4年度には8,494ということで80施設が増えている、1%増加している状況です。介護老人保健施設については、逆に4,279あったのが4,273ということで、6施設、0.1%ですけれども減っている。看護小規模多機能居宅介護ということですが、これが令和3年度で817だったものが、令和4年度には901ということで、これが84施設、10.3%増えているという状況であります。

要は、今まで過去において、老人保健法ができて、老人保健施設という、中間施設という位置づけの施設が初めてできるわけですが、これは平成の初めですけれども、その後、中間施設として在宅への復帰だとかなくなってきたものが、本当に介護保険法が施行されることによって、介護のニーズが多様化してきて、それに対してどういう形での対応が必要かということで、介護の小規模多機能が出てきたり、看護小規模多機能が出てきたり、あるいは都市部でしか成り立ちませんが、24時間の訪問介護だとか、いろんな仕組みができてきているわけで、それらのこのもとを組み合わせると負担と給付を

しっかりと構築していくということが国の求めるところでもあり、現実にもそういうことだと思います。

ただ、残念ながら、地方では、医師の確保、看護スタッフだとか介護スタッフの確保だとかという、非常に難しいことでもありますので、その選択するものが、若干と申しますか、狭まれる状況にありますし、ましてや運営ということになると、とりわけ北海道については、距離ということがあって非常に難しい状況にあるわけです。ですから、先んじるとまでは申し上げられませんが、看護小規模多機能だとか、いろいろ将来、前の方々がいろんな形であれ、しっかりとその介護給付を受けられる、安心して住んでいけることを計画の中でしっかりと盛り込んでいきたいというふうに考えて、今回、見直しをさせていただいたということでもありますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

●議長

篠田議員。

●3番

それでは、最後のほうに入りたいと思います。

3つ目になりますけれども、奈井江版の生涯活躍のまちの推進と、地域外の人材活用や企業との連携促進についてということで、1つは地域おこし協力隊、遠藤議員のほうから質問あって、活用の手法についてもお話ありましたので、地域おこし協力隊のほうはよろしいです。

地域活性化起業人制度のほうですけれども、現在、当町には2名の方が来られて、いろいろと活躍をさせていただいているのかなとは思いますが、地域活性化起業人制度、今度、副業型というのが何か新たにできて、3名を増員する計画のようですが、どのような活用を考えておられるのか。

それと2つ目は、生涯活躍のまちに関する様々な事業の地域再生推進法人に指定されている一般社団法人奈井江共奏ネットワークは、現在、役場庁舎内に事務所を構えておりますが、庁舎の取壊しに伴い、保健センターと文化ホールに何か事務所を構えるようであります。民間事業者であり、現在、賃貸契約をしているか分かりませんが、移転等の経費についてはどうなるのか、お伺いしたいと思います。

●議長

答弁を求めます。

町長。

●町長

まず、地域活性化起業人の副業型というのは、どういうものなのかということかと思っております。

企業で、当然、自分の本来業務として持っている方が副業として、例えば、一定の時間、奈井江町で、月に4日以上ですけれども、4日以上かつ20時間以上の勤務、また月に1回以上、受入れ自治体へ滞在するというようなことで、こういう制約ありますけれども、本来の自分が持っている仕事以外に地方自治体に出て、いろいろなご助言や活動ができるという仕組みがまた新たにできたということでもあります。そういう方を、今回、今3名、活用といいますか、来ていただいて、奈井江町の活性化にご助言を頂きたいということをやっているということでもあります。

これらの方については、今まで培ってこられた民間企業が持つノウハウと、そして個人個人がその知識を活用していただきたいということで、ふるさと納税の充実に向けて幅広く研究をしていただくとともに、また新たに加わる企業の派遣型の、派遣型というのは、今、うちで既に入って活躍をしていただいています、この人については、まち中音楽事業のチームリーダーとして配置をしていきたいというふうに考えています。

共奏ネットワークの事務所移転に伴う経費ということではありますが、執行方針や教育執行方針でも述べましたとおり、今ほど議員の指摘のとおり、公共施設の有効的な活用を前提として、共奏ネットワークの拠点を保健センターと文化ホールに移して、生涯活躍のまち事業を展開していきたいと考えています。

現在の保健センターには、共奏ネットワークの事務所を移して、働きやすい環境と誰もが気軽に集える場を提供しながら、しごとコンビニ事業をはじめとして、空き家・空き店舗の活用事業などの各種事業の拠点として、また、文化ホールには、現在みなクルを拠点に活動していただいている地域おこし協力隊3名と新たに加わる2名の協力隊、そこに地域活性化起業人の企業派遣型、完全にこちらに来るとのことです、来るといふか、完全に奈井江町のといふか、地方の仕事をするという形ですが、この企業派遣型の1名の方を配置をして、これまで行ってきた音楽イベントや情報発信などのほかに、コンチェルトホールの音響や照明操作、貸館などの管理業務を併せて行っていただいて、文化ホールの魅力をさらに引き出す活動を行いながら、文化ホールの活性化にもつなげていきたいと考えております。

また、事務所整備に係る経費については、当初から地域再生計画にも位置づけをさせていただいて、現在、移転の準備を進めておりますが、内装改修やエアコンの設置、電源改修などの工事と備品類を合わせて、総額1,200万程度になると見込んでおりますが、地方創生推進交付金、これは名前が今変わって、デジタル田園都市国家構想交付金の地方創生推進タイプというふうな、名前は変わりましたが、この交付金を活用して事務所の整備を行ってまいりたいと考えております。

いずれにしても、国の財源措置を活用しながら整備していくとともに、新しい事務、それぞれの事務所がそれぞれ十分機能を発揮できるように、町としてもしっかりと連携をしながら進めていきたいと考えていますので、ご理解いただきたいと思っております。

●議長

篠田議員。

● 3番

昨年、議員会で、東川町を視察研修に行ってきましたけれども、東川町さんも早くから協力隊員ですとか、あと民間の事業所の方々の派遣を早くから取り組んでおられまして、今、協力隊は50名程度、それと地域活性化起業人のほうは10名ほどお願いをしながら、まちづくりの主なところに配置をされて、職員と一緒にまちづくりに取り組んでいるというお話をお伺いしました。

うちの場合も、協力隊の皆さんですとか、活性化起業人の方々も、奈井江町が事業所さんとも協定を結んだりしながらして、派遣をしてもらってきているところでしょうけれども、確かに今、生涯活躍のまち是指定管理者である共奏ネットが中心になって、今、取り組んでおりますが、逆にこういう民間の方々が、それぞれの役場の中の所管課の中に入って、多くの職員と意見交流をしながら、いろいろとサポートをしてもらってやっていくほうが、もっと、何というんですか、町のプラスにもなっていくのかなとは思いますが、うちは共奏ネットのほうメインで配置をされているような状況下にはありますけれども、ぜひそういうふうな形で多くの町の職員、町をサポートというか、一生懸命日々働いている職員方等の交流をもっと増やしてやっていく手法というのも考えてはいけないものかなと強く、東川町さんをお邪魔したときに感じたところがございます。

せっかくこうやって国の補助制度を活用しながら、こういういい人方を派遣をしてもらうのであれば、その人方も奈井江の地域、地域はどういうことを考えて動いているのかということもきちっと学ぶこともできるでしょうし、地元の企業に戻ってもまた活躍できるのかな、それと定年された方は、逆に言ったら、都会よりもこういう地方のほうももっと面白みがあるというか、住んでいてもいい町だというふうな形でなるような方向に持っていくのが一番いいのかなとは思いますが、その点についてはどうでしょうか、お伺いしたいと思います。

●議長

町長。

●町長

全くと指摘のとおりでありまして、まずは地域活性化起業人でありますとか、その方たちについては、本当に、事前に奈井江町と住友商事さんにしても、ニコンさんにしても、本当に事前にいろいろな交流を国の事業を通じてやって、まさにそこには町民も参加して、WEBとか年に2回ほどですけれども、奈井江町に頂いて意見交換をしたりして、奈井江でやってみたいというふうに思いを持ってくれた人がいて、活躍をいただいているということでもあります。

そういう意味では、本当に奈井江町の魅力を、逆に、そうであるからこそ奈井江町の魅力を少しずつ発見し、私たちも気づきながらアピールしていくことで、もっと広がっていくのかなというふうに思っているということが一つと、今、議員からは協力隊であ

りますとか、起業人の人たちが町の職員の中に入ってということですが、逆に、私どもは共奏ネットワークを発足させた時点で、町の職員を共奏ネットワークの職員として全部、ほぼ全部といいますか、管理職は除いたので上のほうはいませんが、併任発令と一緒にチームを組んでやっています。総務管理のチームですとか、しごとコンビニ、ふるさと納税、空き店舗・空き家チーム、まち中音楽、それぞれのところに職員がチームとして入って、意見交換をして、成果品として、いろんなイベントだとかを取り組むときにも、職員と一緒に参加をして、成果を出していただいておりますので、求めるものは議員がおっしゃっているとおりだと思っていますし、それに、もう既に取り組んでおりますので、ぜひまた応援いただきたいと思います。

●議長

篠田議員。

●3番

今、町長のほうからも職員のことの話がありましたけれど、併任発令というような形で、兼務してやってもらっているんですけども、文化ホールの自主事業、ほとんど事業がもう共奏ネットのほうに委託というような形で流れて、実質併任を受けている職員が担当しているというような形でしょうけれども、共奏ネットのほうは、職員はそんなに人数はおられないような状況のようですけども、いずれにしても、このまちづくりの部分で、いろんな企業の方々が入られて、いろいろとアドバイスもしてもらえらる中で、職員との交流をもっと重要にしながらやっていただきたいということを、今後お願いをしていきたいなと思っています。

いずれにしても、職員のその併任発令というのは、まだ続くというようなことになるのでしょうか。

●議長

町長。

●町長

まずは、当面というか、断定的なこと言われませんが、ここ恐らくそうやっていかないと、まさに議員がご指摘のとおり、一緒にやらなければ活性化につながらないことなので、併任というやり方がいいかどうかは別にして、今は併任をさせていただいています。これからも当分続けるつもりでありますし、本当に共奏ネットのほうに委託をしてという、委託という形式を取らなければならないんですが、共奏ネットが町を通して、国のお金を活用しながら、いろんな制度を活用しながら、共奏ネットということを中心として取り組むことで、奈井江町がやっていた既存の事業も含めて、より生かした仕事ができるということをやっていることでもありますので、共奏ネットに丸投げをし、そこに職員が応援に行っているということではないということについては、ぜひご理解

いただきたいと思います。

●議長

以上で、篠田議員の総括質問を終了いたします。

以上で、総括質問を終わります。

(12時04分)

お諮りします。議案調査及び予算審査特別委員会開催のため、3月12日より18日までの7日間を休会といたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。3月12日から18日までの7日間を休会とすることに決定をいたしました。

散会

●議長

以上で、本日予定した議事日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会といたします。

なお、19日は午前10時より会議を再開いたします。大変ご苦労さまでした。

(12時05分)

令和6年第1回奈井江町議会定例会

令和6年3月19日（火曜日）

午前9時59分開会

○議事日程（第3号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議案第11号 奈井江町税条例の一部を改正する条例
議案第16号 奈井江町パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例及び奈井江町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
議案第 6号 令和6年度奈井江町一般会計予算について
議案第 7号 令和6年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について
議案第 8号 令和6年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第 9号 令和6年度奈井江町下水道事業会計予算について
議案第10号 令和6年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について
- 第 3 議案第12号 奈井江町立国民健康保険病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 4 議案第13号 奈井江町保健センター設置条例及び奈井江町子育て支援センター条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第14号 奈井江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第15号 奈井江町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第17号 奈井江町犯罪被害者等支援条例
- 第 8 議案第18号 奈井江町税及び奈井江町都市計画税の納期の特例に関する条例
- 第 9 議案第20号 町道路線の廃止について
- 第10 議案第21号 副町長の選任について
- 第11 意見案第1号 将来にわたり持続可能な農業の実現を図る食料・農業・農村基本法改正に関する意見書
- 第12 調査第 1号 議会運営委員会の調査の付託について
- 第13 調査第 2号 まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について
- 第14 調査第 3号 広報常任委員会の所管事務調査の付託について

○出席議員（8人）

1番	根岸一志	2番	星厚早
3番	篠田茂美	4番	遠藤共子
5番	石川正人	6番	大矢雅史
8番	大関光敏	9番	森岡新二

○欠席議員 7番 笹木利津子

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（17名）

町	長	三本英司
副町	長	碓井直樹
教	育	長相澤公
総務課	参事	辻脇泰弘
教育委員会	参事	松本正志
産業観光	参事	石塚俊也
町立病院	参事	杉野和博
企画財政課	長	井上健二
建設環境課	長	加藤一之
町民生活課長兼会計管理者		横山誠
保健福祉課	長	鈴木久枝
建設環境課	課長補佐	石川裕二
保健福祉課	課長補佐	辻脇真理子
総務課	課長補佐	田中恵
産業観光課	課長補佐	遠藤友幸
代表監査委員		山口俊哉
農業委員会	会長	笹木憲一

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議会事務局	長	滝本静
議会庶務係	主査	釣本真由美

開会

●議長

皆さんおはようございます。定例会の最終日、出席大変ご苦労さまです。
ただいま出席議員8名で定足数に達しておりますので、これより会議を再開いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、6番、大矢議員、8番、大関議員を指名いたします。

日程第2 議案一括上程

(9時59分)

●議長

日程第2
議案第11号「奈井江町税条例の一部を改正する条例」
議案第16号「奈井江町パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例及び奈井江町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」
議案第6号「令和6年度奈井江町一般会計予算について」
議案第7号「令和6年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について」
議案第8号「令和6年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について」
議案第9号「令和6年度奈井江町下水道事業会計予算について」
議案第10号「令和6年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について」
以上、7議案を一括議題といたします。
7議案につきましては、予算審査特別委員長より審査報告書が議長に提出されておりますので、事務局長に朗読させます。事務局長。

●事務局長

予算審査特別委員会審査結果報告書。
予算審査特別委員長より、下記のとおり予算審査特別委員会審査結果報告書の提出があったので、これを付議する。

令和6年3月19日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、1、議件名、議案第11号「奈井江町税条例の一部を改正する条例」、議案第16号「奈井江町パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例及び奈井江町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」、議案第6号「令和6年度奈井江町一般会計予算について」、議案第7号「令和6年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について」、議案第8号「令和6年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について」、議案第9号「令和6年度奈井江町下水道事業会計予算について」、議案第10号「令和6年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について」

- (1) 審査の経過、委員会開催日、令和6年3月13日、14日。
- (2) 審査の期間、本定例会会期内。
- (3) 審査の結果、原案のとおり可決した。細部口頭報告。

以上でございます。

●議長

予算審査特別委員長の細部報告につきまして、発言を許します。

予算審査特別委員長、8番大関議員。

(8番 登壇)

●8番

皆さん、おはようございます。それでは、令和6年度予算審査特別委員会の報告をいたします。

去る3月5日の令和6年第1回定例会におきまして、当委員会に付託されました予算関連議案2件、予算議案5件の審査を行うため、3月13日、14日の2日間にわたり特別委員会を開催し、慎重に審査を重ね、それぞれ結論を得ましたので、その結果をご報告申し上げます。

最初に、結論から申し上げますと、全7議案については、いずれも原案どおり全会一致をもって可決されました。

令和6年度においては、厳しい財政状況の下、全般的に各会計とも各事業を精査し予算計上されていることがうかがえる一方で、3年目となる「奈井江版生涯活躍のまち（誰もが躍動し、寄り添い集う全世代共奏のまちづくりプロジェクト）」の積極的な施策や、子育て支援、教育施策など充実するなど、予算編成の工夫に対し評価するものがあります。

また、第6期まちづくり計画の最終年度となり、新たな計画を策定する年となります。これまでの事業をしっかりと検証され、町長が所信で述べた「つなげる、つながるまちづくり」を推進されることを大いに期待するところであります。

それでは、予算審査特別委員会に付されました主だった意見、要望をご報告いたしま

す。

一般会計では、1点目は地域公共交通についてであります。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、移動手段である公共交通の確保が重要であり、急速に進む人口減少や高齢化の中で、その重要性は高まっています。

本年は、多世代共生型交通システムの基本構想実施年であることから、ますます利便性の向上が図られるよう大いに期待します。

2点目は、移住・定住対策についてであります。

子育て世代が転入してくるなど、子育て支援策と連動させた住宅関連施策は一定の成果が表れています。新たに検討する支援策についても適格にニーズを捉え、幅広い見地でさらに移住・定住が一層加速されることを願うものであります。

3点目は、公営住宅の管理についてであります。

公営住宅については、入居者の方に対し住み替え等について町の方針を理解いただくよう努め、団地を集約化し効率的な維持管理に努めていただくようお願いいたします。

4点目は、子育て支援についてであります。

不妊治療に係る生殖補助医療費助成に加え、保険適用外の先進医療助成の新たな実施、妊婦一般健康審査における費用助成回数の増加、陣痛タクシー事業の体制整備など、誰もが安心して産み育てられるための施策を大いに評価するものであります。

また、産後ケア事業については、多くの方に利用していただけるよう周知に努めるようお願いいたします。引き続き、妊娠・出産・子育てと切れ目のない支援がなされることを期待します。

5点目は、感染症等の疾病予防対策についてであります。

このたび、新たに带状疱疹に対するワクチン接種助成が実施されることを、大いに評価するものです。今後も、感染予防に対する知識の普及啓発を行い、様々な感染症の蔓延防止に努めていただくようお願いいたします。

6点目は、公設塾であります。

「ななかま」については、学習だけではなくあらゆる方策で子どもたちに学習意欲を持たせる工夫をし、生き生きと楽しく学んでいること、そして基礎学力の定着につながっていることなどを、大変喜ばしく感じているところです。

令和7年度に計画されている中学生を対象とした公設塾にも、大いに期待します。引き続き、子どもたちが学習に集中できるよう、環境の整備に努めていただくようお願いいたします。

次に、町立国保病院事業会計についてです。

これまでも経営改革に取り組んでいただいておりますが、厳しい経営状況が続くことから、令和5年度に策定した経営強化プランに基づき、効率的な病院経営の確立に努力されることを望むものであります。

また、二次医療圏の協議が進むことを期待するとともに、引き続き自治体病院として町民の期待と信頼に応えるよう進めることをお願いいたします。

以上が、当予算審査特別委員会に付託された案件の審査の概要であります。

委員会審査において出された意見、要望も含めて充分検討され、事業遂行に当たっていただくようお願いいたします。

以上、予算審査特別委員会報告といたします。

議案第 11 号 討論・採決

(10時08分)

●議長

ご苦労さまでした。

それでは、1議案ずつ採決をしてまいります。

議案第11号「奈井江町税条例の一部を改正する条例」に対する討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 16 号 討論・採決

(10時09分)

議案第16号「奈井江町パートタイム会計年度任用職員の報酬等に関する条例及び奈井江町フルタイム会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」に対する討論を行います。

討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第6号討論・採決

(10時10分)

議案第6号「令和6年度奈井江町一般会計予算について」に対する討論を行います。
討論はありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第7号討論・採決

(10時10分)

議案第7号「令和6年度奈井江町国民健康保険事業会計予算について」に対する討論
を行います。討論はありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第8号討論・採決

(10時11分)

議案第8号「令和6年度奈井江町後期高齢者医療特別会計予算について」に対する討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第9号討論・採決

(10時11分)

議案第9号「令和6年度奈井江町下水道事業会計予算について」に対する討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第10号討論・採決

(10時12分)

議案第10号「令和6年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計予算について」に対する討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第12号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時12分)

●議長

日程第3、議案第12号「奈井江町立国民健康保険病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

おはようございます。定例会引き続きお疲れさまです。

議案書の117ページをお開きください。

議案第12号「奈井江町立国民健康保険病院事業の設置等に関する条例等の一部」を次のように改正する。

令和6年3月5日提出、奈井江町長。

本条例の改正については、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、普通地方公共団体の町等の損害賠償責任の一部免責及び職員の賠償責任に関する規定が移動、いわゆる条ずれしたため、これらの規定を引用している条例を一括して改正するものであります。

以上、条例改正の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第12号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第13号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時14分)

●議長

日程第4、議案第13号「奈井江町保健センター設置条例及び奈井江町子育て支援センター条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書118ページをお開きください。

議案第13号「奈井江町保健センター設置条例及び奈井江町子育て支援センター条例の一部」を次のように改正する。令和6年3月5日提出、奈井江町長。

本条例の改正については、両施設が役場新庁舎内へ移転することによる所在地変更等に伴い、関連する条例の一部を改正するものであり、令和6年5月7日から適用するものであります。

以上、条例改正の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第13号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第14号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時16分)

●議長

日程第5、議案第14号「奈井江町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書119ページをお開きください。

議案第14号「奈井江町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部」を次のように改正する。令和6年3月5日提出、奈井江町長。

本条例の改正については、施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、記録の交付等に用いる記録媒体について、種類を示さない形に文言修正を行うこと、及び施設の重要事項を書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供するよう見直しの方針が示されたことを踏まえ、改正するものであり、令和6年4月1日から適用するものであります。

以上、条例改正の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第14号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第15号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時18分)

●議長

日程第6、議案第15号「奈井江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書120ページをお開きください。

議案第15号「奈井江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部」を次のように改正する。令和6年3月5日提出、奈井江町長。

本条例の改正については、健康保険証がマイナンバーカードに一本化されることに伴い、福祉医療費の助成に関してマイナンバーカードを利用した確認を行えるよう、本条例の一部を改正するものであります。

以上、条例改正の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第15号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第17号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時20分)

●議長

日程第7、議案第17号「奈井江町犯罪被害者等支援条例」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書123ページをお開きください。

議案第17号「奈井江町犯罪被害者等支援条例」、令和6年3月5日提出、奈井江町長。

本案につきましては、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等の支援は地方公共団体の責務であり、加えて警察、地方自治体のみならず、関係機関団体や町民を含む社会全体で支え、安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため、本条例を制定するものであります。

詳細につきましては担当参事に説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

総務課参事。

●総務課参事

おはようございます。定例会出席、大変お疲れさまでございます。

それでは、議案第17号「奈井江町犯罪被害者等支援条例」についてご説明いたします。

123ページを引き続きご覧ください。

本条例につきましては、犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等の支援は地方公共団体の責務であり、加えて警察、地方自治体のみならず社会全体で支え、町民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため、本条例を制定を行うものであります。

123ページ、第1条では、目的を定めた上で、第2条、定義では用語の意義を定めるとともに、第3条では、全ての犯罪被害者等は個人の尊厳が重んぜられ、ふさわしい処遇を保障される権利を有するなどの基本理念を規定しております。

124ページをお開きください。

第4条から第6条では、町を含むそれぞれの立場の責務を規定、第8条では、見舞金の支給で規則の定めるところによる遺族見舞金・障害見舞金について定めております。

125ページ、第9条では、犯罪被害者等が平穏な日常生活を営むことができるよう、必要な支援を行うこと、第10条では、さらなる犯罪等による被害または二次被害を防止し、安全を確保するため、個人情報 の適切な取扱いの確保等を規定しております。

第12条では、町民等及び事業者の理解の増進について、犯罪被害者等が置かれている状況、支援の重要性及び必要性について理解を深めていただくため、情報の提供、啓発活動など必要な施策を講ずることを、第13条では、犯罪被害者等の支援を行わないことができる場合を規定しております。

第14条では、犯罪被害者等支援において、個人情報の取扱いが重要であることから、個人情報の適切な管理について、第15条では、この条例に関し必要な事項は規則に委任することを定めるものであります。

附則につきましては、第1条では、本条例の施行日は公布の日からとし、第2条では、第8条における見舞金の支給については、この条例の施行の日以後において行われた犯罪行為による死亡または傷害について、適用することを定めるものであります。

以上、内容についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第17号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第18号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時24分)

●議長

日程第8、議案第18号「奈井江町税及び奈井江町都市計画税の納期の特例に関する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書127ページをお開きください。

議案第18号「奈井江町税及び奈井江町都市計画税の納期の特例に関する条例」、令和6年3月5日提出、奈井江町長。

本案につきましては、3年に一度の固定資産評価替えに伴い、固定資産税及び都市計画税の第1期目の納期を1か月遅らせるため、特例条例を制定するものであります。

以上、条例の概要についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第18号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第20号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時26分)

●議長

日程第9、議案第20号「町道路線の廃止について」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書129ページをお開きください。
議案第20号「町道路線の廃止について」、次のとおり町道路線を廃止したいので、道路法の規定により町議会の議決を求めます。令和6年3月5日提出、奈井江町長。
今回の町道路線の廃止は、道営農地整備事業、茶志内沼東地区の事業計画策定に当たり、地区内に存在する町道西4線(ハ)について、事業地区に遍入し一体的整備を行うため、当該路線の廃止を行うものであります。
以上、町道路線の廃止についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第20号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第21号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時28分)

●議長

日程第10、議案第21号「副町長の選任について」を議題といたします。

暫時休憩といたします。

(休憩)

(10時28分)

再開

(10時30分)

●議長

会議を再開いたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 登壇)

●町長

おはようございます。追加議案書130ページをお開きください。

議案第21号「副町長の選任について」、奈井江町副町長、碓井直樹氏が令和6年

3月31日をもって任期満了となるので、辻脇泰弘氏を選任いたしたく、地方自治法の規定により町議会の同意を求めるものであります。令和6年3月19日提出、奈井江町長。

なお、辻脇氏の履歴は、次ページに掲載しております。よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

●議長

人事案件でありますので、特に質疑があれば発言を許します。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第21号を採決します。本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案はこれに同意することに決定をいたしました。

ここで、暫時休憩といたします。

(休憩)

(10時31分)

日程第11 意見案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時31分)

●議長

会議を再開いたします。

●議長

日程第11、意見案第1号「将来にわたり持続可能な農業の実現を図る食料・農業・農村基本法改正に関する意見書」を議題といたします。

事務局長に一部を省略し朗読させます。事務局長。

●事務局長

意見案第1号「将来にわたり持続可能な農業の実現を図る食料・農業・農村基本法改正に関する意見書」。

上記事件について、国の関係者に対し、別紙のとおり意見書を提出して強く要望したい。令和6年3月19日提出、提案者、奈井江町議会議員、大矢雅史、賛成者、奈井江町議会議員、大関光敏、同じく遠藤共子。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、農林水産大臣。

次ページをご覧ください。

将来にわたり持続可能な農業の実現を図る食料・農業・農村基本法改正に関する意見書。

前文を省略させていただきます。

記といたしまして、1、基本法の改正に当たっては、食料安全保障の強化に向けて農業予算を拡充し、農業基盤の整備や官民一体となった備蓄制度の構築、海外への食料援助を含む輸出体制の強化など輸入に依存しない国内自給を基本とすること。

また、新たな基本計画策定については、目標達成の状況調査、公表のみならず、未達品目の実効性を確保する具体的な施策と予算措置を図ること。

2、適正な価格形成については、コスト上昇分を全て価格に反映すると消費減退を招き、生産者は生産調整を強いられることから、消費者に理解醸成を図るとともに新たな所得政策を構築すること。

3、不測時の食料確保について、農畜産物（米穀、小麦、大豆など）の需給調整では、生産者と生産者団体等で行われていることから、生産者等への罰則を設けるのではなく、まずは国が責任をもって需給調整に参加することを明確化し、生産の自由を奪うことのないよう慎重な対応を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年3月19日、北海道空知郡奈井江町議会議長。

以上でございます。

●議長

6番、大矢議員。

●6番

提案者の立場で、提案者として補足説明申し上げます。

将来にわたり持続可能な農業の実現を図る食料・農業・農村基本法改正に関する意見書の趣旨、内容につきましては、ここに記載されたとおりであり、事前に配付されていますので、簡略に補足説明させていただきます。

農政の憲法と呼ばれる食料・農業・農村基本法の制定から25年が経過し、世界情勢の変化に対応して、食料安全保障の確保や農業の持続的な発展のための生産性の向上を図るなどの基本事念を織り込んだ改正案を、通常国会に提出するとしています。

併せて、不測時の食料確保やスマート農業の振興に関する新法、農地所有適格化法人の特例措置の農地保護など、農地関連本案も議論されているとしており、2月27日閣議決定されました。

しかしながら、食料自給率は38%と依然低い水準にあり、国内生産基盤は高齢化や担い手不足などで脆弱化していることから、農業生産基盤の強化など、基本計画の実効性のある政策が大きな課題となっています。

また、適正な価格形成では、生産コストの変化の在り方とともに、消費者への理解醸成が必要であり、さらには不測時に対応した食料確保にあたっては、生産者等に罰則を課すことは、生産の自由を奪う危険性があります。

加えて、食料の安定供給には優良農地の確保が重要となっており、食料自給率向上を図るための農地の確保と国の責務を強化することが重要となっています。

つきましては、将来にわたり持続可能な農業の発展を図り、生産現場の意見に寄り添った農政の確立に向けた食料・農業・農村基本法の改正など、関連法案となるよう、国に求めるため提案するものであります。

全議員の賛同のほど、よろしく願いいたします。

●議長

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第1号を採決します。本案は提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は提案のとおり可決されました。

日程第 1 2 調査第 1 号の上程・説明・採決

(1 0 時 3 7 分)

●議長

日程第 1 2、調査第 1 号「議会運営委員会の調査の付託について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。事務局長。

●事務局長

調査第 1 号「議会運営委員会の調査の付託について」。議会運営委員長より地方自治法第 1 0 9 条第 3 項による当該委員会の所管に係る下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨申し出があったので、これを付議する。令和 6 年 3 月 1 9 日提出。奈井江町議会議長。

記といたしまして、調査事項、次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会も含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項。調査期間、次期定例会まで。

以上でございます。

●議長

本案は、議会運営委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は議会運営委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第 1 3 調査第 2 号の上程・説明・採決

(1 0 時 3 8 分)

●議長

日程第 1 3、調査第 2 号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。事務局長。

●事務局長

調査第 2 号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」。まちづくり常任委員長より地方自治法第 1 0 9 条第 8 項による当該委員会の所管に係る下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨申し出があったので、これを付議する。令和

6年3月19日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、委員会名、まちづくり常任委員会、調査番号、調査事項、調査第1号、地域公共交通について、調査第2号、高齢者福祉計画（地域包括ケア計画）について、調査第3号、公設塾「ななかま」の運営状況について（現地調査を含む）、調査日程3日間以内。

以上でございます。

●議長

本案は、まちづくり常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長

異議なしと認めます。

本案はまちづくり常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第14 調査第3号の上程・説明・採決

（10時39分）

●議長

日程第14、調査第3号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。事務局長。

●事務局長

調査第3号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」。広報常任委員長より地方自治法第109条第8項による当該委員会の所管に係る下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨申し出があったので、これを付議する。令和6年3月19日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究に関する事項、調査期間、次期定例会まで。

以上でございます。

●議長

本案は、広報常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長

異議なしと認めます。

本案は広報常任委員会に付託することに決定をいたしました。

閉会

●議長

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて、令和6年奈井江町議会第1回定例会を閉会といたします。皆さん大変ご苦
労さまでした。

(10時40分)